

島田市子ども・子育て支援事業計画

(計画素案)

島田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 踏まえるべき国の政策動向	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の法的根拠と位置づけ	5
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状	6
1 統計による島田市の状況	7
2 アンケート調査の結果概要	15
3 事業所、子育て関連団体調査の結果概要	23
4 現状から考えらえる課題	26
第3章 計画の基本理念と施策の体系	30
1 計画の基本理念	31
2 計画の構成と施策体系	32
第4章 子育て施策の展開	34
1 分野横断共通施策	35
2 めざす子育て	44
第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	62
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって	63
2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	64
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

島田市では、平成 27 年度に施行された子ども・子育て支援新制度に基づき、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供をすることで保育の量の拡充と質の向上を図り、子育てに不安を抱える保護者が安心して子育てをすることができるよう『島田市子ども・子育て支援事業計画』（以下「第 1 期計画」という。）を策定し、具体的施策を展開するとともに、地域社会が子どもや家庭に寄り添い、誰もが子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる社会を目指すための計画として推進してきました。

近年、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域とのつながりの希薄化、待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子どもの健全な成長や子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。

こうした社会風潮と同様に、働きながら子育てをする世帯が増え、特に低年齢児における保育ニーズは年々増加傾向にあり、また、放課後児童クラブにおいても同様に需要が増えている状況となっています。待機児童対策として、教育・保育事業の充実を図るため、量の拡充と質の向上を図ってきましたが、市内各園の状況を踏まえると、依然として受け皿の確保が課題となっています。さらに、核家族化の進展により、子育てについての相談や急用時の子どもの預け先に悩みを抱える保護者も増えてきています。

こうした社会環境の変化に伴う新たな課題や、国の動向に対応するため、第 1 期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、幼児期の学校教育・保育、また、地域における多様な子ども・子育て支援を実施するとともに、すべての子どもや子育て家庭を地域全体で支える環境づくりを行い、「子育てしやすいまち パパ・ママに寄り添うまち 子育て応援都市 島田」の実現を引き続き目指していきます。

2 踏まえるべき国の政策動向

(1)子育て安心プラン等を踏まえた動き

待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の後継計画である「子育て安心プラン」が平成 29 年 6 月に策定され、女性就業率 80%に対応できる 32 万人分の保育の受け皿整備を 2020 年度末までに実施することとされました。

また、子育て安心プラン等による待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（平成 30 年 3 月 30 日告示・4 月 1 日施行）の改正が行われました。

(2)幼児教育・保育の無償化

平成 29 年の「働き方改革実行計画」や「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針 2017）」において実施が提言されており、その後、平成 30 年の内閣府「子ども・子育て会議」において、幼児教育・保育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要が示されました。これにより、令和元年 5 月に子ども・子育て支援法が改正され、令和元年 10 月から、教育・保育施設の利用料が一部無償化されました。

教育・保育施設	対象と無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園	● 3～5 歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料無償化
	● 0～2 歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化
幼稚園の預かり保育	● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の保育料等に加え、利用実態に応じて、月額 1.13 万円までの範囲で無償化 ※保育の必要性の認定（新 2 号）：2 号認定又は 2 号認定と同等の認定（無償化における施設等利用給付のために新たに法制化） ※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督
認可外保育施設等	● 3～5 歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額 3.7 万円）までの利用料を無償化
	● 0～2 歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯を対象として、月額 4.2 万円までの利用料を無償化

(3)放課後児童クラブの受け入れ拡大

近年の女性就業率の増加等により、共働き家庭の児童数はさらに増える見通しで、放課後児童クラブについては、更なる受け皿の拡大が求められています。

また、平成 30 年9月に文部科学省より示されている「新・放課後子ども総合プラン」において、放課後児童クラブの待機児童の解消及び小1の壁を打破するための各方策について、子ども・子育て支援事業計画又は行動計画に盛り込むこととされています。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期島田子ども・子育て支援事業計画					第2期島田市子ども・子育て支援事業計画				
見直し 策定									

4 計画の対象

本計画は、子どもとその家族、子育て支援に関わる行政、企業、地域住民等、当市の全ての市民及び団体を対象とします。

なお、「就学前児童の保育環境の一層の充実」という点を重視し、就学前児童に対する子育て支援をより強化していくこととします。

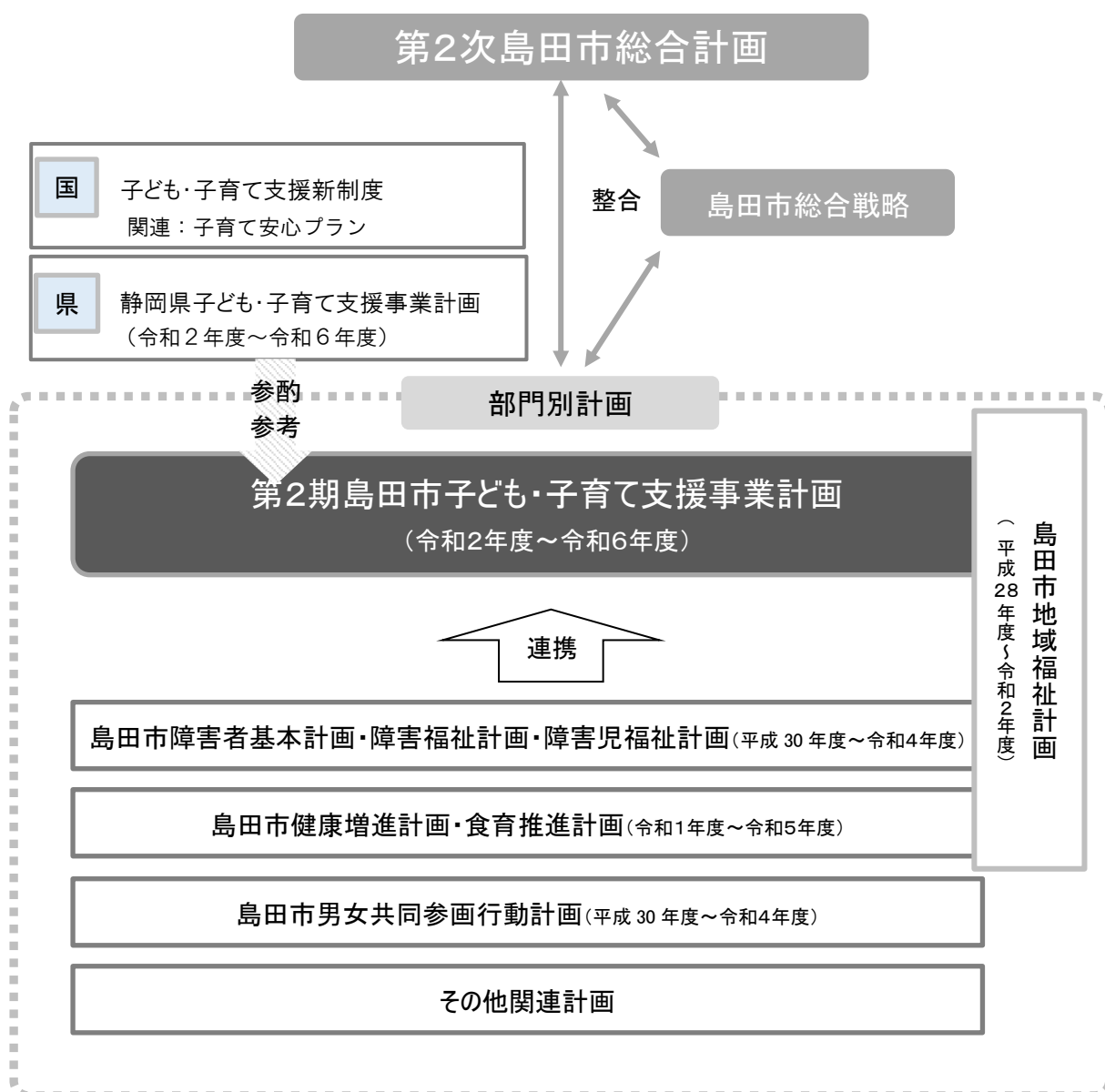
5 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村行動計画で、少子化対策とも深く関わりを持つため、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく施策を内包した子ども・子育て支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

また、国で示されている「母子保健計画策定指針」を踏まえた母子保健計画としても位置づけるものとします。

加えて、平成30年9月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

なお、上位計画である「第2次島田市総合計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら策定しています。



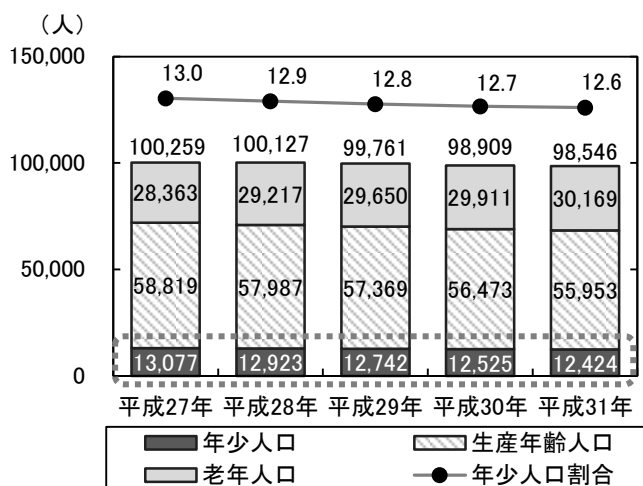
第2章 島田市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による島田市の状況

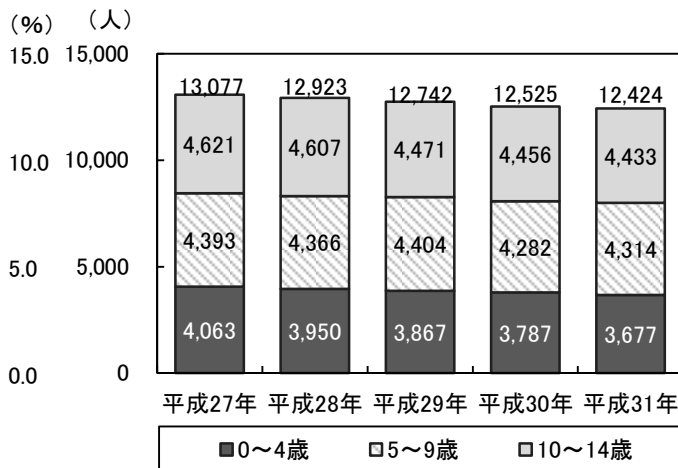
(1)人口の状況

- 全国的に人口減少が進行している中、本市においても、年々人口が減少しています。
- 年齢3区分人口をみると、年少人口、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加しています。
- 年少人口の中でも、0～4歳人口の減少が大きく、少子化が進行しています。
- 人口ピラミッドをみると、子育て世代と想定される世代は人口減少が著しく、少子化の進行から、今後も減少することが予測されます。

■年齢3区分別の人口の推移

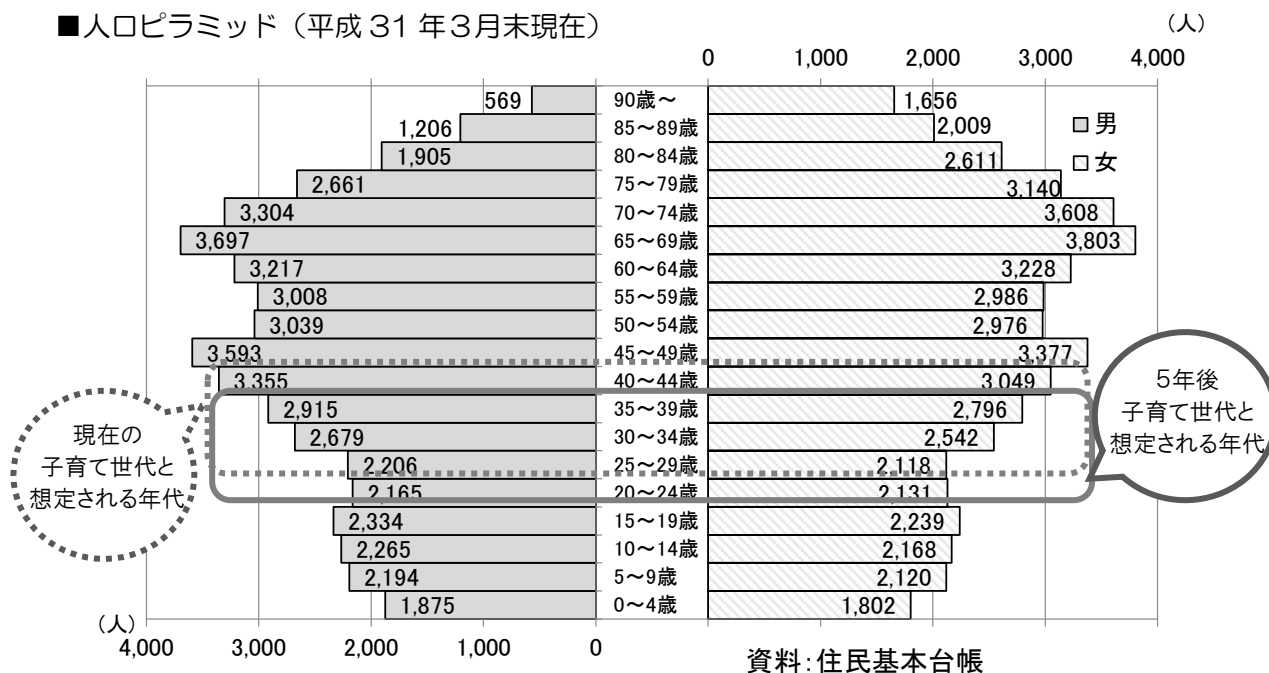


■年少人口の推移



資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

■人口ピラミッド(平成31年3月末現在)



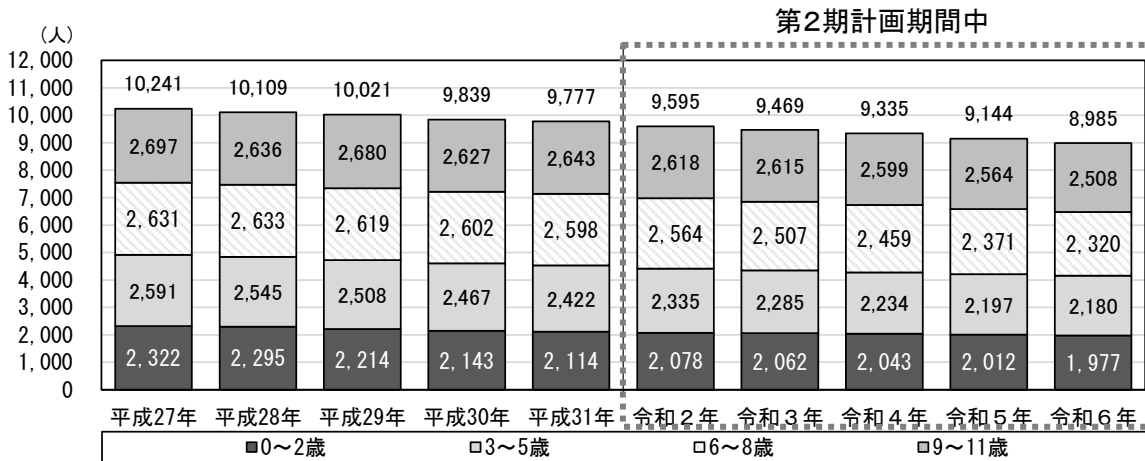
資料:住民基本台帳

(2)子どもの人口の推移と予測

○本市の子ども的人口は、平成 27 年以降、幼稚園、保育所及び認定こども園の対象となる 0～5 歳児、小学校の対象となる 6～11 歳児ともに減少傾向にあります。

○本計画の期間内において、児童数は、減少する予測となっています。

■子どもの人口の推移と予測（グラフ）



■子どもの人口の推移と予測（表）

単位：人

	推移					予測				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～5歳合計	4,913	4,840	4,722	4,610	4,536	4,413	4,347	4,277	4,209	4,157
0歳	718	707	690	671	661	663	653	642	633	620
1歳	812	761	749	727	707	698	701	690	679	669
2歳	792	827	775	745	746	717	708	711	700	688
3歳	853	798	841	792	774	762	733	724	726	715
4歳	888	857	812	852	789	780	768	738	729	732
5歳	850	890	855	823	859	793	784	772	742	733
6～11歳合計	5,328	5,269	5,299	5,229	5,241	5,182	5,122	5,058	4,935	4,828
6歳	851	849	908	850	838	866	799	790	778	748
7歳	934	855	854	896	857	839	867	801	791	779
8歳	846	929	857	856	903	859	841	868	802	793
9歳	912	843	930	857	857	903	858	840	868	802
10歳	887	908	842	925	860	855	901	857	839	867
11歳	898	885	908	845	926	860	856	902	857	839
合計	10,241	10,109	10,021	9,839	9,777	9,595	9,469	9,335	9,144	8,985

資料：平成 27 年～平成 31 年 住民基本台帳

令和2年～令和6年 実績を基にコーホート変化率法で算出

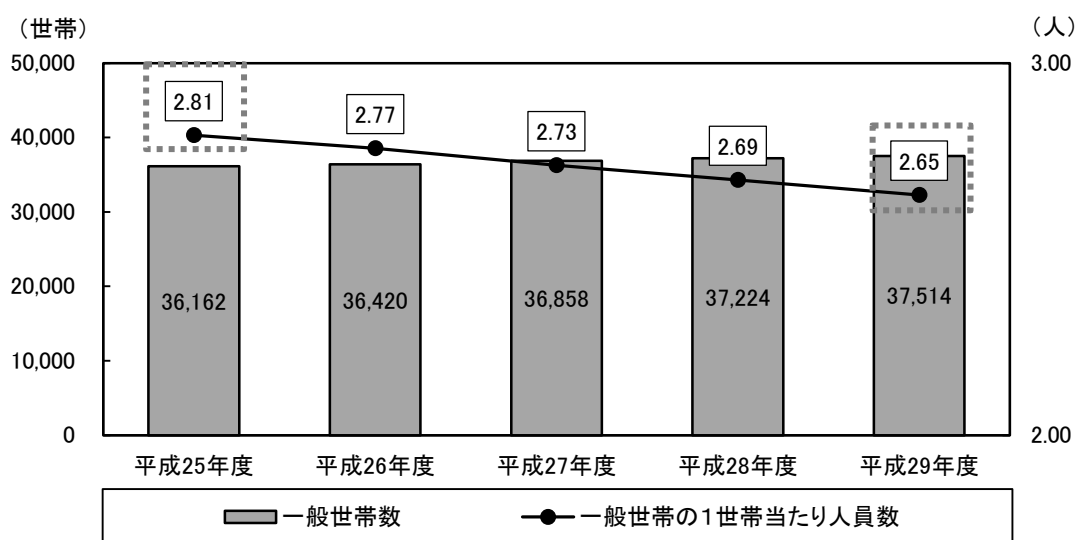
(3)世帯の状況

○世帯数と1世帯あたり人員数の推移をみると、世帯数は、年々増加しているのに対して、1世帯あたり人員数は減少しています。

○1世帯あたり人員数は、全国的にみても、高い方である中で、減少は進み、世帯規模の縮小化が進んでいることがわかります。

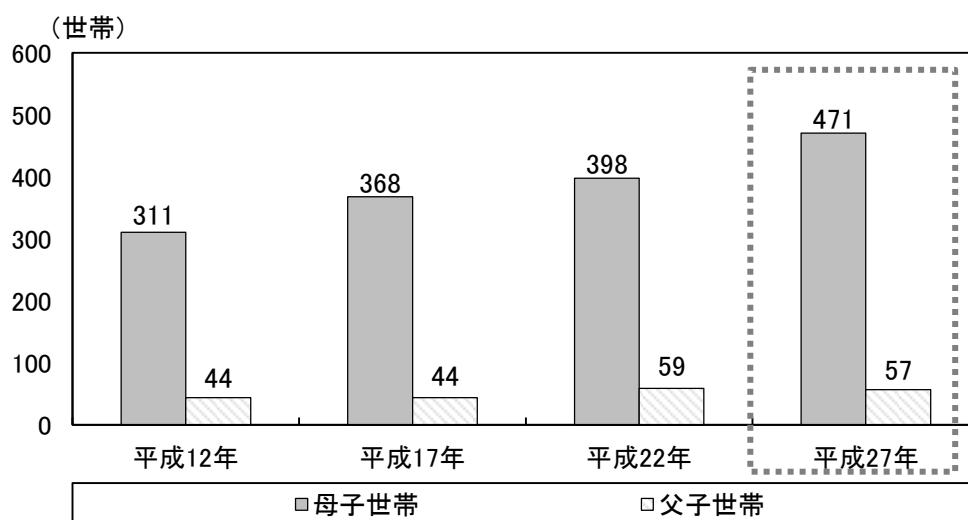
○母子世帯・父子世帯数の推移をみると、平成12年と比較すると共に増加しています。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料：島田市の統計

■母子世帯・父子世帯数の推移



資料：国勢調査

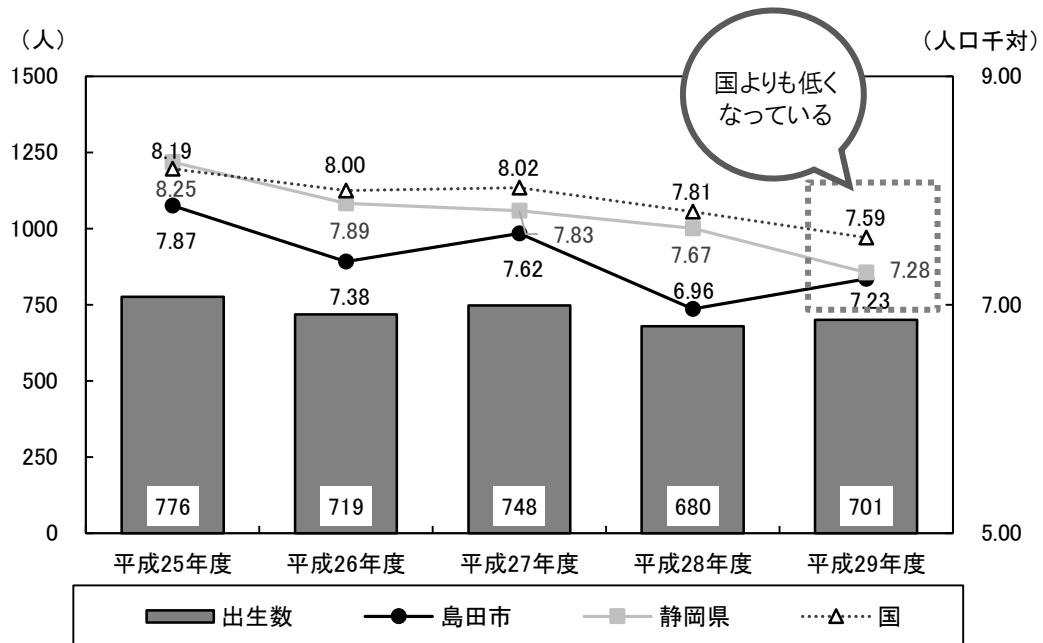
(4) 出生数・合計特殊出生率の状況

○出生数をみると、平成25年の776人から、平成29年には701人と減少しています。

○人口1,000人に対する出生率は、国、県を下回っており、出生数が減少していることがわかります。

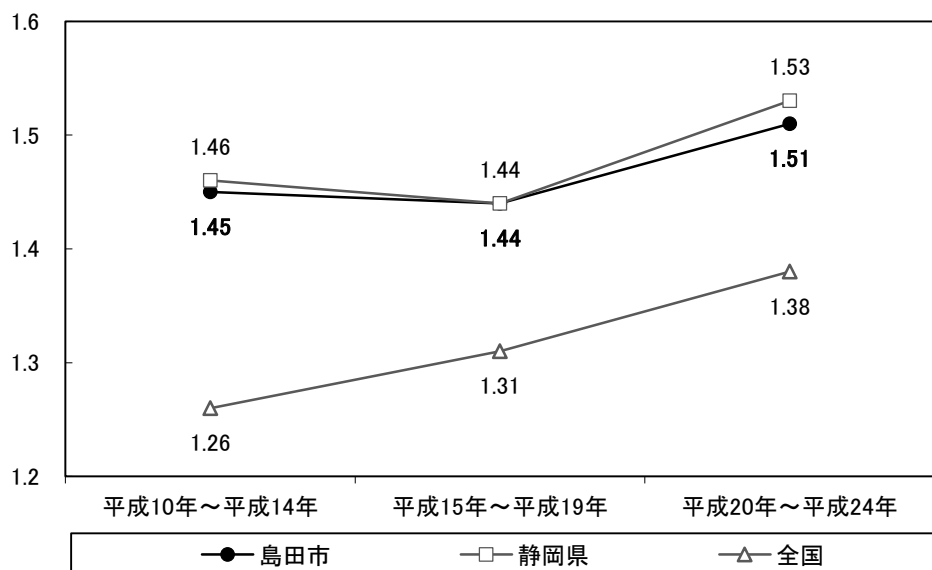
○合計特殊出生率の推移をみると、国よりも高い数値となっているものの、静岡県より下回っていることがわかります。

■出生数・出生率の推移



資料：静岡県人口動態統計

■合計特殊出生率の推移



資料：平成20年～平成24年 人口動態保健所・市町村別統計

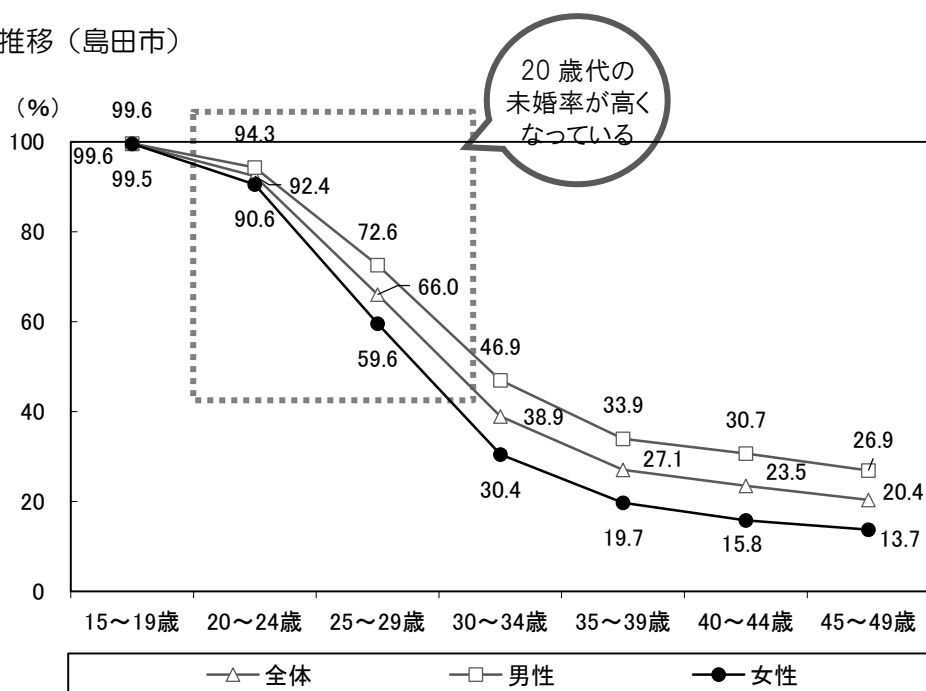
(5)婚姻・離婚の状況

○未婚率をみると、男女ともに 20 歳代の未婚率が高くなっており、中でも、男性の未婚率が全体の割合よりも高いことがわかります。

○婚姻数をみると、年々減少していることがわかり、未婚率を合わせて考えると、結婚する年齢が高くなっていることがわかります。

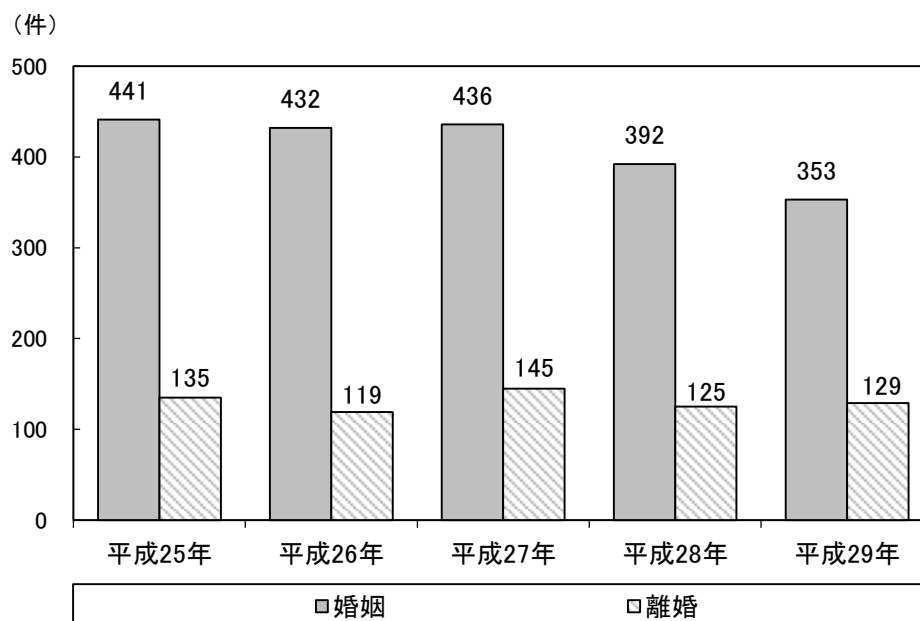
○離婚数については、増減を繰り返しながら推移しており、平成 27 年の 145 件が一番多くなっています。

■未婚率の推移（島田市）



資料：国勢調査（平成 27 年）

■婚姻・離婚件数の推移（島田市）



資料：静岡県人口動態

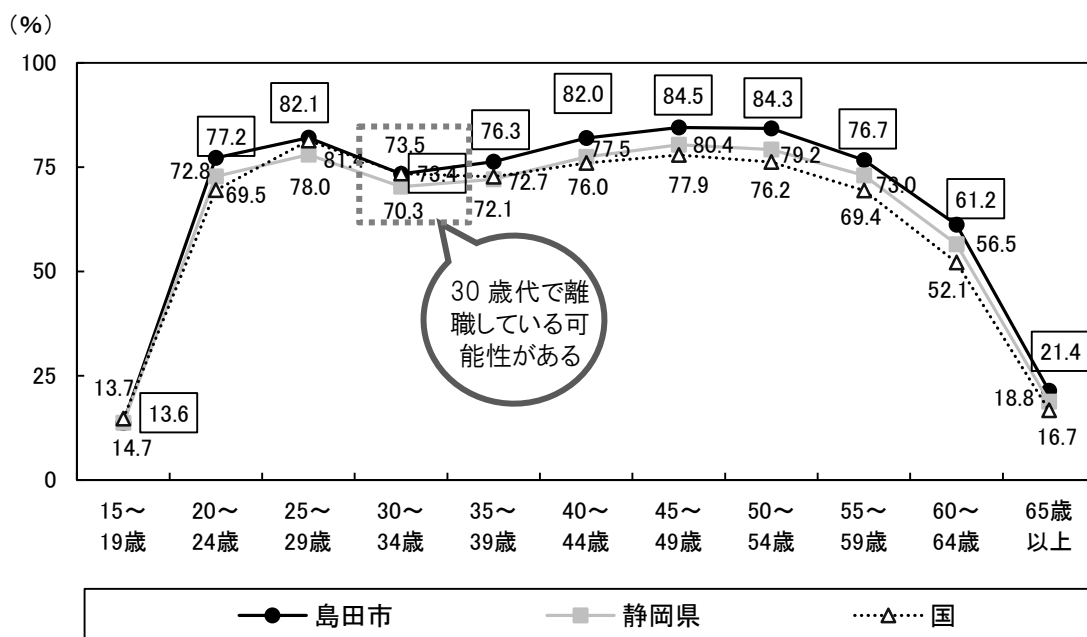
(6)女性の労働の状況

○女性の労働力率をみると、30～34歳では、国よりも低くなっているものの、その他の年齢層では、国、県よりも高くなっています。

○子育て世代と想定される20歳代後半から40歳代前半では、労働力率は高くなっています。

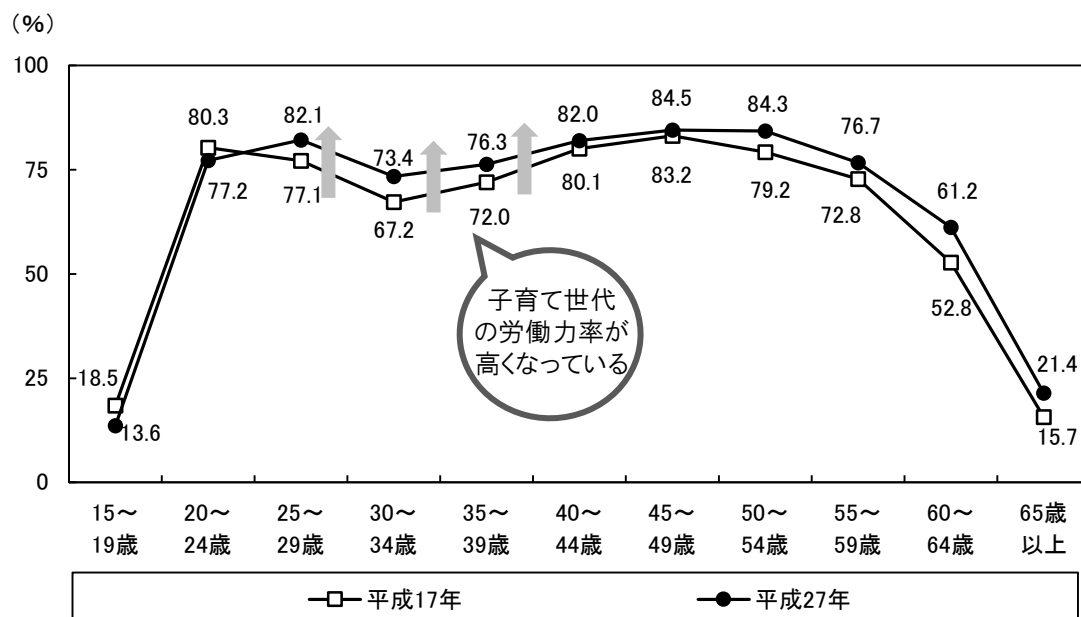
○経年比較をみても、25～39歳で労働力率は高くなっており、就労している女性が多くなっていることがわかります。

■女性の労働力率（国・県比較）



資料：国勢調査（平成27年）

■女性の労働力率（島田市、経年比較）



資料：国勢調査

(7)要保護児童の状況

○子育て応援課こども家庭室では、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための相談支援を実施しています。

○こども家庭室への相談件数は、療育に関わる相談（知能・言語等）は減少傾向となっています。

○相談件数は、平成 29 年度の 744 件が最も多く、平成 26 年度と比較すると、増加傾向にあります。

○虐待では、身体的虐待件数がいちばん多くなっています。

■家庭児童相談室の相談件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
性格・生活習慣	44	36	37	63	39
知能・言語	11	5	5	3	0
学校生活等	30	50	62	66	57
非行	8	7	8	11	8
家族関係	255	313	399	393	379
環境福祉	17	8	3	9	7
障害	9	23	33	29	8
その他	39	41	101	170	149
合計	413	483	648	744	647

■児童虐待件数

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	44	64	69	71	82
心理的虐待	33	41	37	40	59
性的虐待	2	4	2	0	1
ネグレクト (育児放棄)	42	56	52	66	69
合計	121	165	160	177	211

(8)特別な支援が必要な子どもの状況

- 「子育て応援課こども家庭室」で発達が気になる子どもに関する相談を受けています。
- 「こども発達支援センターふわり」で発達支援（療育）と障害児相談支援を実施しています。
- 子どもの発達に関する相談件数は近年横ばい傾向、障害児相談支援件数は増加傾向にあります。

■発達が気になる子どもの相談件数（こども家庭室集計）

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来所による発達 相談	145	397	237	196	227

■こども発達支援センターふわり通園状況

単位：人

	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
定期通園	在籍人数	26	25	29	26
	延べ人数	5,222	4,487	5,082	4,743
親子通園	在籍人数	17	15	18	24
	延べ人数	355	316	482	475
並行通園	在籍人数	23	24	23	37
	延べ人数	613	741	542	817
合計	在籍人数	66	64	70	87
	延べ人数	6,190	5,544	6,106	6,035

■こども発達支援センターふわり障害児相談支援

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
福祉サービス等 利用相談支援	217	317	336	393	420

2 アンケート調査の結果概要

(1)子ども・子育てに関するニーズ調査の概要

ニーズ調査は、令和元年度に行う「第2期島田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたって、保育ニーズや島田市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握し、基礎資料とすることを目的に実施しました。

■実施概要

- 調査地域：島田市全域
- 調査対象：島田市内在住の「就学前児童」の保護者
島田市内在住の「小学生児童」の保護者
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童 1,600 人、小学生 1,000 人の
合計 2,600 人を無作為抽出
- 調査期間：平成 30 年 12 月 8 日～12 月 21 日
- 調査方法：郵送による配布・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就 学 前 児 童	1,600 件	1,101 件	68.8%
小 学 生 児 童	1,000 件	631 件	63.1%
合 計	2,600 件	1,732 件	66.6%

※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

※回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

(2)調査の結果の概要

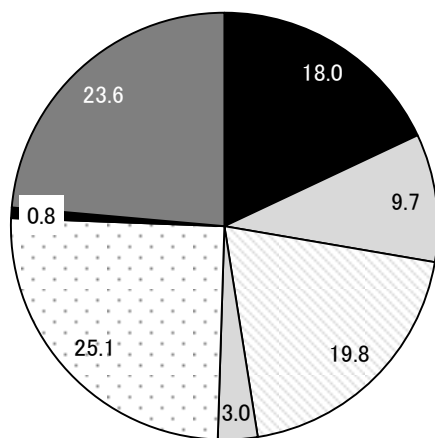
● 母親の就労状況について ●

- 就学前の母親の就労率をみると、「フルタイム」の方が、18.0%となっています。
- 現在働いていない方は、25.1%となっています。



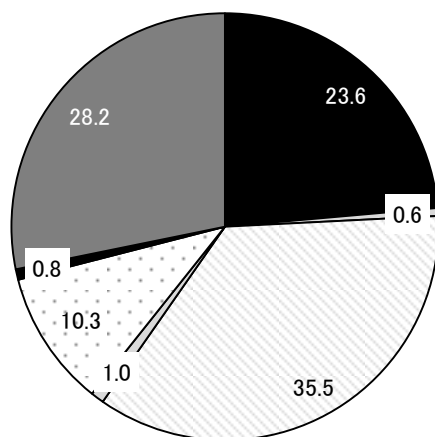
統計資料においても、30～34歳の労働力率は低くなっていることから子育てを機に離職している方もいる。

■ 母親の就労状況（就学前）



- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- これまでに就労したことがない
- 不明・無回答

■ 母親の就労状況（小学生）



- フルタイムで働いている
- フルタイムだが、現在産休・育休・介護休業中
- パート・アルバイト等で働いている
- パート・アルバイト等だが、現在産休・育休・介護休業中
- 現在は仕事をしていない
- これまでに就労したことがない
- 不明・無回答



- ◆子どもの年齢によって、母親の働き方が変化していることがわかります。
- ◆働きながら子育てをする母親が多くなっていることがわかります。

● 育児休業取得状況 ●

○育児休業の取得状況をみると、母親の「取得した（取得中である）」が42.5%となっています。

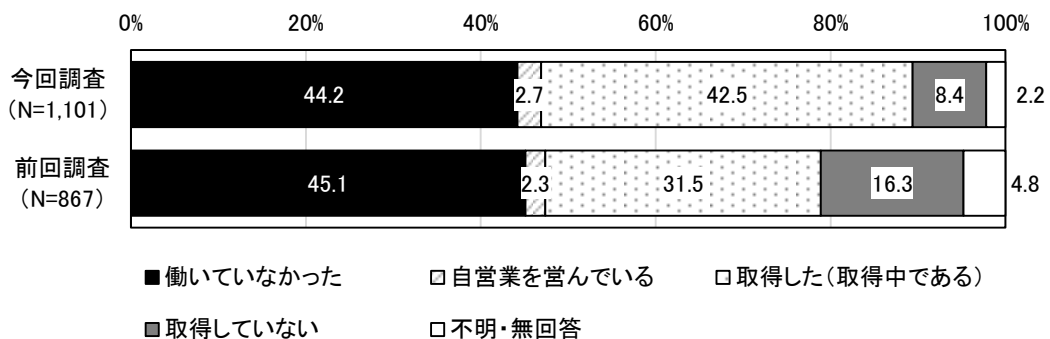
○父親は「取得していない」が81.5%と、多くの方が取得していないことがわかります。

○育児休業からの復帰したタイミングについては、「希望どおりだった」が64.5%となっています。一方で、「希望よりも早く復帰した」は19.8%となっています。

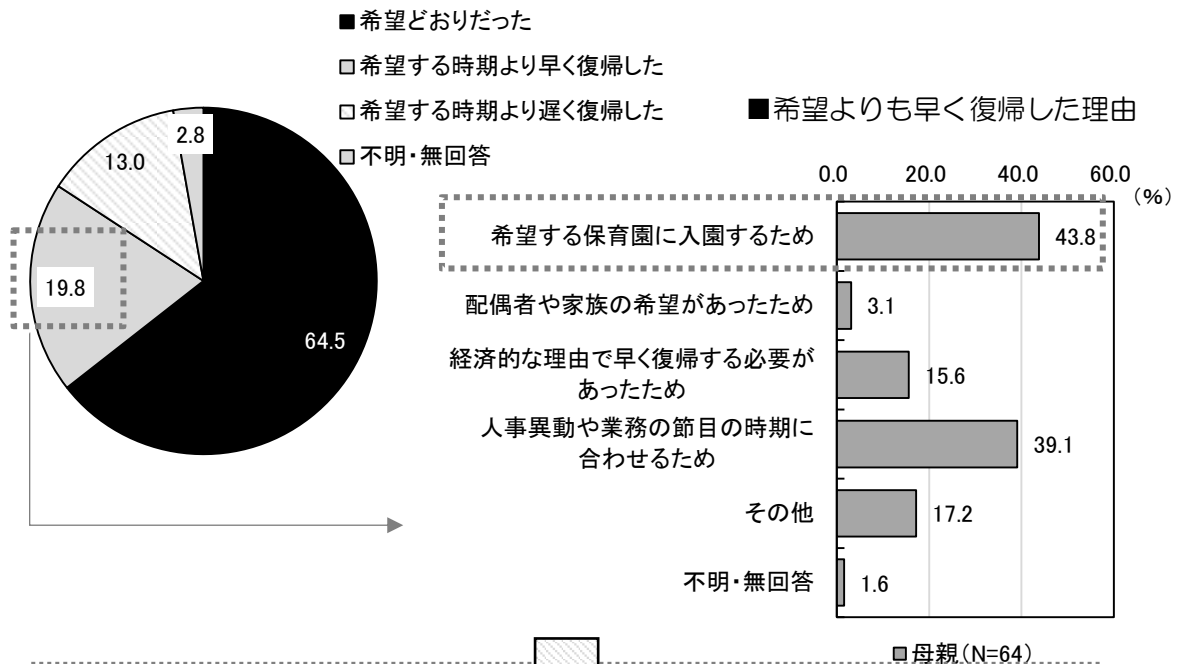


平成 25 年実施のニーズ調査と比較しても、育児休業を取得した母親は多くなっている。

■ 育児休業の取得状況（就学前、母親）



■ 育児休業から復帰したタイミング（就学前、母親）



◆育児休業の取得率は高くなっていますが、希望する保育園に入園するために復帰を早めている傾向があります。

● 幼稚園、保育園等の利用について ●

○幼稚園、保育園等の利用状況を見ると、現在、「利用している」方は、72.5%となっています。

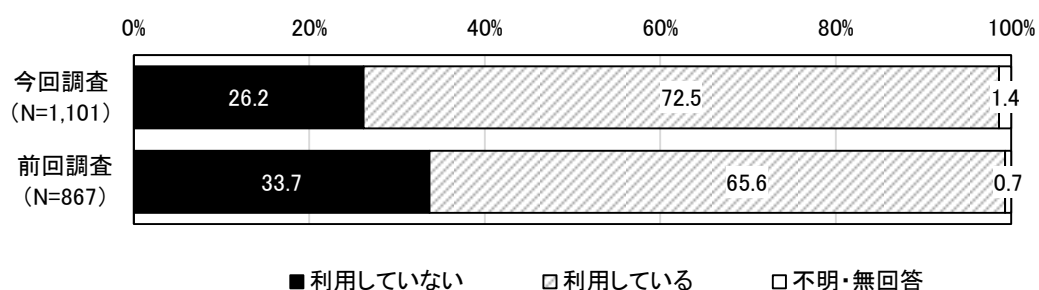
○前回と比較しても、利用している方は増えていることがわかります。

○年齢別にみても、0歳で15.6%、1～2歳で53.1%と低年齢児での利用が多くなっています。

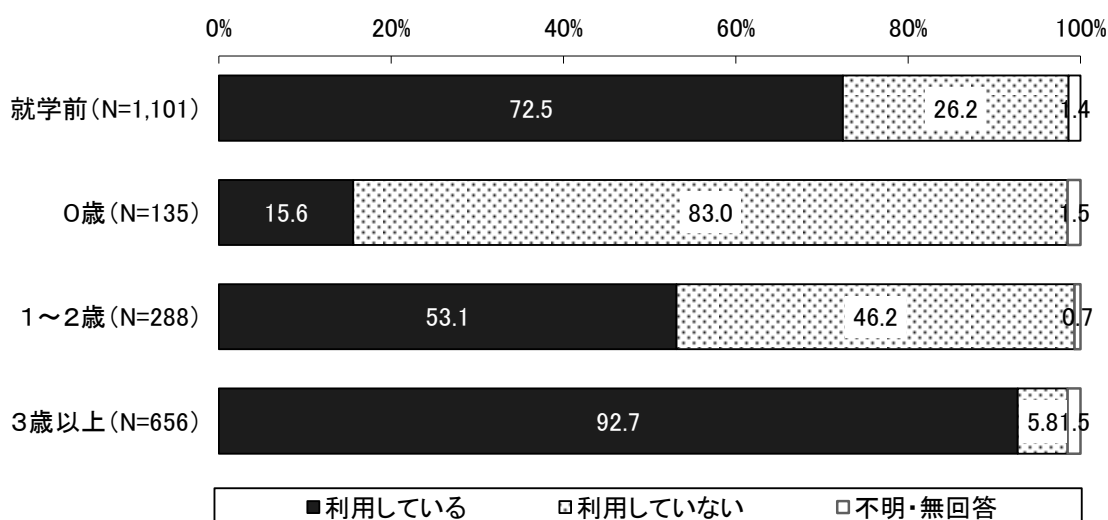


0歳の保育園利用よりも、1～2歳での利用が前回調査よりも多くなっている。
育児休暇の復帰時期を踏まえると、低年齢児保育の需要が高くなっている。

■ 幼稚園、保育園を利用しているかどうか（前回比較）



■ 幼稚園、保育園を利用しているかどうか（年齢別）



○利用している幼稚園、保育園等をみると、「認可保育園」が52.0%と最も高くなっています。

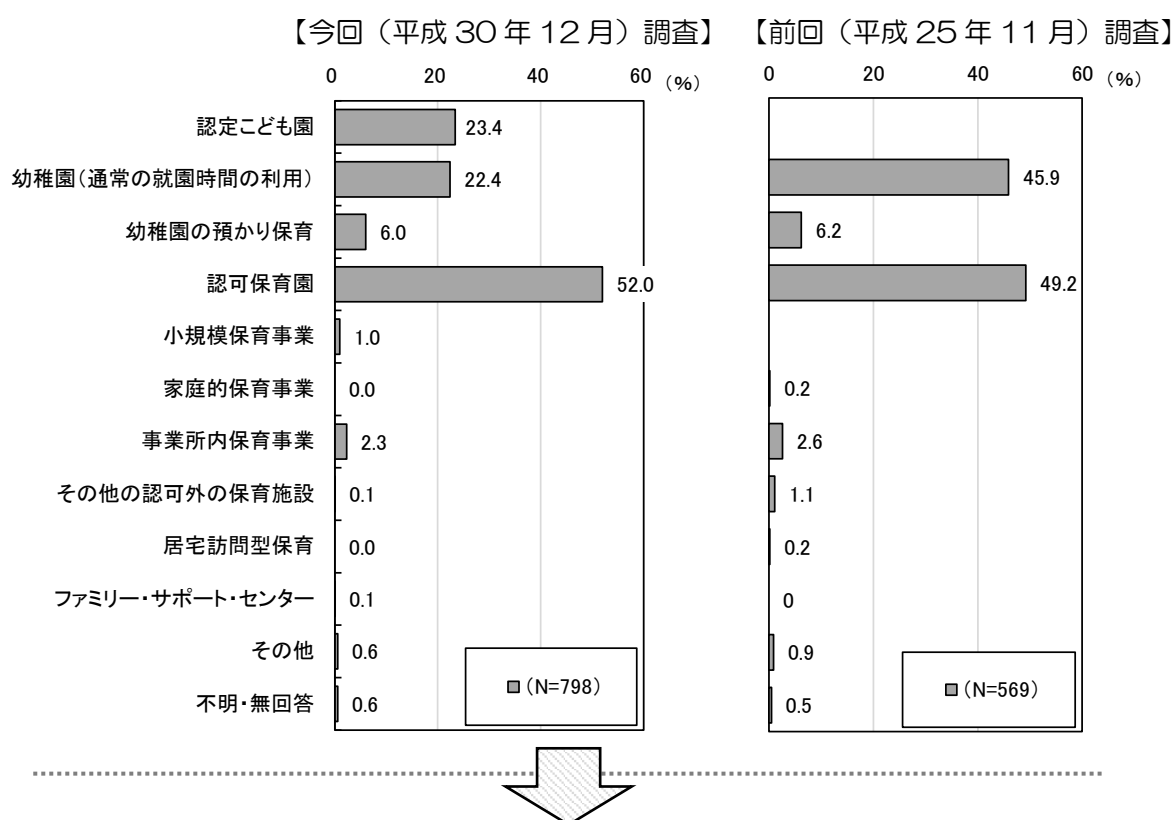
○前回と比較すると、「認定こども園」の割合が高くなっています。

○年齢別にみても、0歳で15.6%、1～2歳で53.1%と低年齢児での利用が多くなっています。



幼稚園の需要は、認定こども園の利用により、低くなっていることも考えられる。
全国的にも保育需要が高まっている。

■利用している幼稚園、保育園等



◆母親の就労率が高くなっている中で、保育の需要は5年前よりも高くなっていることがわかります。

◆今後も幼児教育・保育の無償化の影響を考えると、ますます保育の需要は高まると予測されます。

● 相談先や情報入手について ●

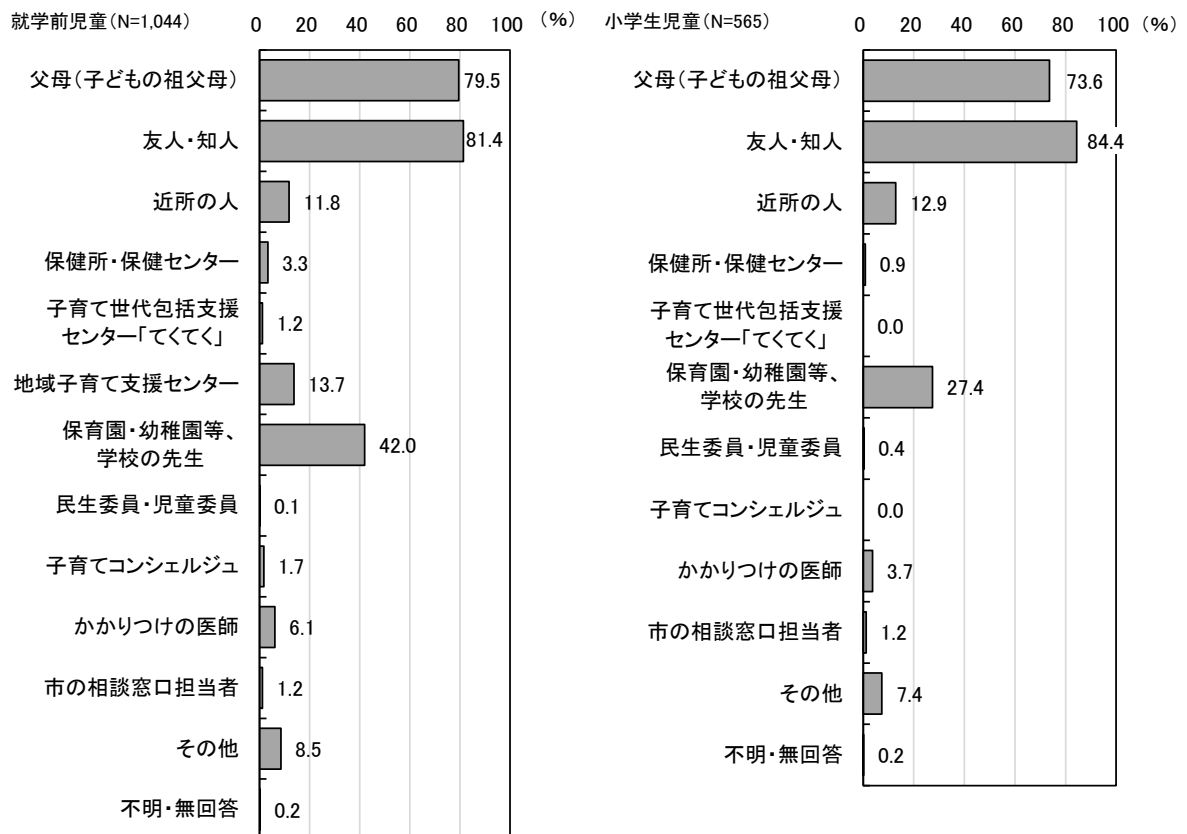
○気軽な相談先をみると、「友人・知人」が最も多くなっています。

○就学前児童と小学生児童を比較すると、小学生児童の方が、「友人・知人」「近所の人」の割合が高くなっています。



子どもの年齢や子どもの人数によって、地域や行政とのネットワークが構築され、コミュニティが形成される。

■ 気軽な相談先



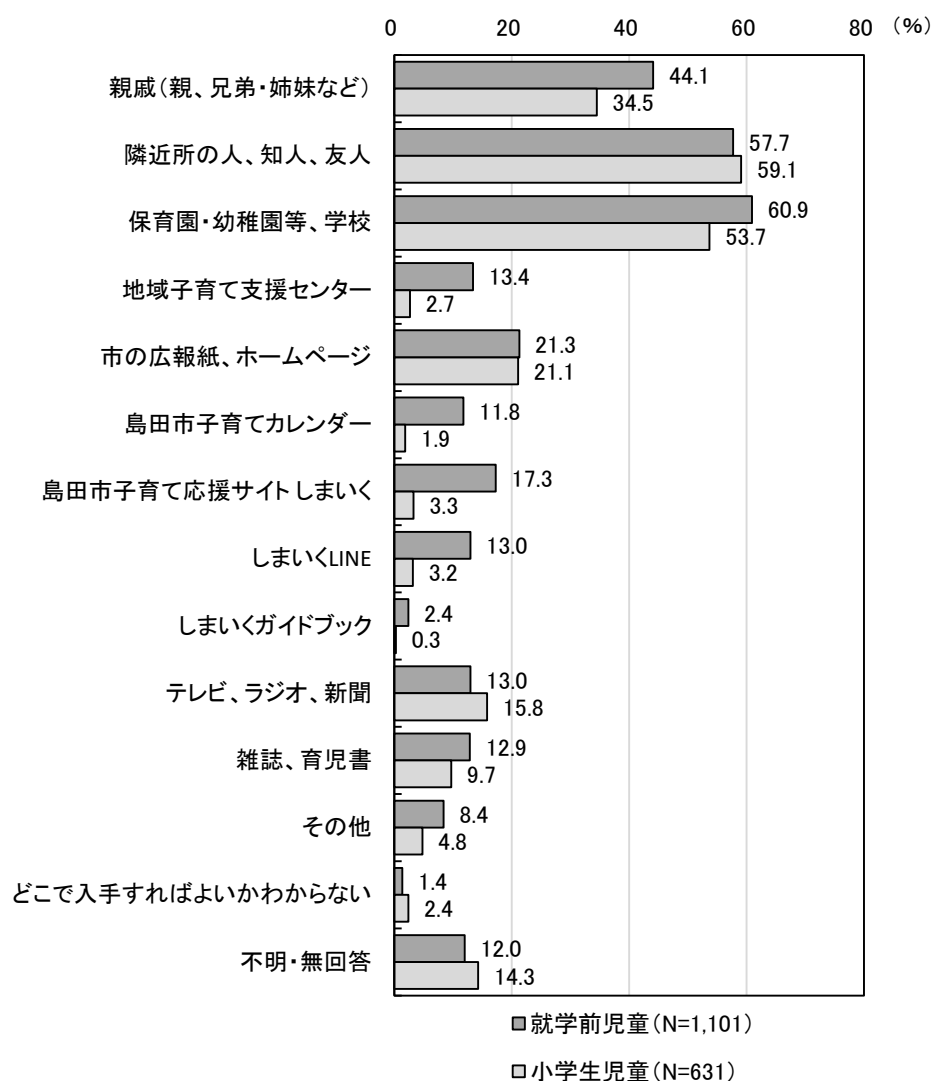
○子育てに関する情報の入手先・方法として、「保育園、幼稚園等、学校」が最も多くなっています。次いで、「隣近所の人、知人、友人」が多くなっています。

○市のホームページや子育て応援サイト、しまいく LINE などインターネットを通じて情報を入手している方も多くなっています。



通信技術の向上により、情報入手方法が多様化している。
インターネットを通じて情報を入手する方法は今後も増えると考えられる。

■子育てに関する情報入手先・方法



◆相談先や相談相手が子育てに関する情報の入手先になっている可能性もあり、単なる情報周知よりも、コミュニティの形成による情報発信方法の検討も必要となっています。

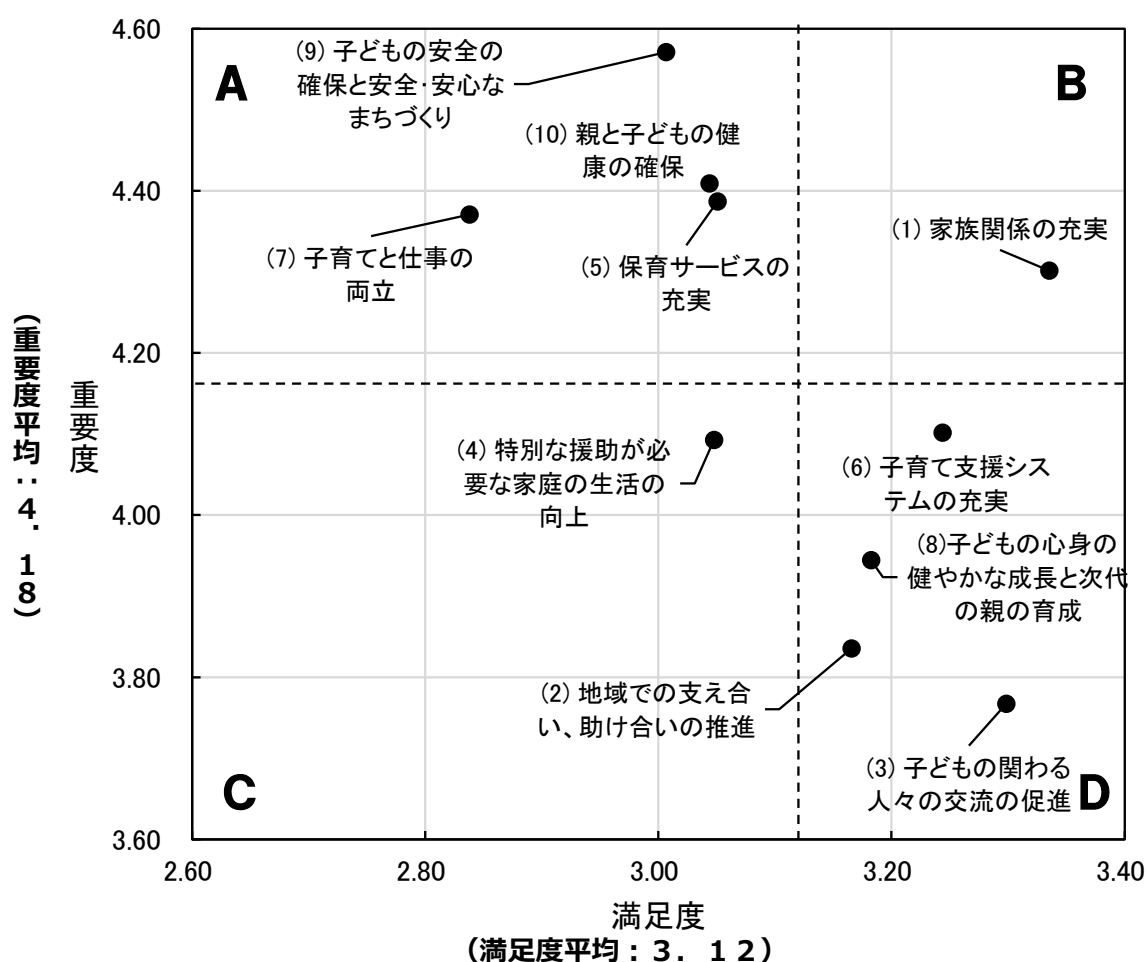
● 子育て全般について ●

○子育て施策について、重要度と満足度をかけ合わせることによって導き出すポートフォリオ分析した結果、A の領域にある「子どもの安全の確保と安全・安心なまちづくり」、「親と子どもの健康の確保」、「子育てと仕事の両立」「保育サービスの充実」が優先して充実を図る必要がある施策となっています。



全国的な傾向をみても、働きながら子育てする世帯が増えていることから、働きながら子育てをすることを前提に考えている保護者が多い。

■子育て施策について（重要度×満足度）



【散布図の見方】

領域	
「A」の施策	重要度が高いにもかかわらず、満足度が低く、優先して充実が求められている項目
「B」の施策	満足度も重要度も高いため、継続して充実する必要がある項目
「C」の施策	満足度は低いものの重要度も低いため、他の項目の優先順位を勘案しながら、満足度を向上していくべき項目
「D」の施策	満足度は高く、重要度が低いため、今後満足度の低い他の項目へ優先順位をシフトしていくことを検討する必要がある項目

3 事業所、子育て関連団体調査の結果概要

(1)事業所、子育て関連団体調査の概要

本調査は、子ども・子育て支援事業計画の策定資料として、各事業所の方向性の確認と制度に関する意見聴取を目的に、「島田市 子育て支援に係る事業所、子育て関連団体調査」を実施しました。

■実施概要

- 調査対象：島田市内の事業所、子育て関連団体等
- 調査期間：令和元年6月～7月

(2)事業所調査の結果の概要

● 新制度移行後の変化と課題 ●

- 新制度移行後の変化については、保育園・認定こども園を中心に、収入増による職員の処遇改善など、制度移行後の変化を感じています。
- 人材確保を課題と挙げる園は多く、併せて業務量の多さも課題に感じているところもあります。

● 今後の園の形態と見通し ●

- 認定こども園への移行、子ども・子育て支援新制度へ移行せず、現行制度のまま運営したい園が多くなっています。
- 子ども・子育て支援新制度移行後を感じる変化では、収入増による職員の処遇改善ができたといった意見もあり、今後は事業所の状況をみながら対応していくことが求められています。
- 全国的に増加している1～2歳児の保育の利用希望については、今後も緩やかに増加すると感じている事業所が多くなっています。
- 事業所が保護者と接する中で、児童数が減少している現状にありながらも、働きたいと考える母親が多くなっていると感じています。

● 今後充実したいこと、連携していきたい機関・団体 ●

- 充実したいことについては、「保育士の質の向上・待遇改善」「人材確保・連携」が多くなっています。
- 「保護者・子どもへの支援」として、社会的な支援を要する子育て家庭への支援の充実を望む意見もあがっています。
- 連携したい機関・団体については、「島田市子育て応援課等の行政」が最も多くなっていますが、「子どもの保護者（保護者会）」「保健福祉センター」「子育て支援センター」「小学校」などとの連携を充実させたいという意見が出ています。

● 子育て支援について感じていること ●

- 里帰り出産による課題や保護者の育児力不足を感じる意見があります。
- 保護者の変化については、支援の必要な保護者の増加や、PC・スマートフォンの普及による子どもとの接し方の変化を感じている意見が多くなっています。

(3)子育て関連団体調査の結果の概要

● 現在の運営において課題と感じる点について ●

- 運営において課題とを感じる点については、子どもへの関わり方やインターネット等による情報過多、悩みを抱え込むといった保護者のあり方に関する課題が多く上げられています。
- 近年では、わからないことはインターネットで手軽に調べることができるようになっていますが、たくさんある情報の中から、自分に合っている情報を選び出せずに、情報に左右されてしまっているといった意見もあります。
- 利用者の減少や人材確保という課題もみられます。

● 子どもと保護者の様子について ●

- 市内で育った子どもはのびのびと育っているといった意見や、保護者が子育てに一生懸命であるといった意見があります。
- 一方で、生活習慣に課題を感じる意見や、保護者のコミュニケーション不足や外遊び不足が課題となっている意見があります。
- 「しつけ」について、どう指導していいのかわからないといった意見もあります。

● 子どもの成長を見守る・支えるために必要なこと ●

- 子育て支援だけではなく、地域・支援センターのつながりについての意見が多くなっており、地域とともに子どもを育てていくという意識を持つことが重要だという意見があります。
- インターネットで簡単に情報を入手できるからこそ、ミスマッチが発生することや、情報に偏りがあるといった意見もあります。
- 連携を取りたい機関としては、行政・医療関係だけでなく、地域の自治会や民生委員・児童委員が多くなっています。
- 行政に求める支援としては、子育て世帯の交流の機会や子育て環境の整備が挙げられています。

● 自由意見 ●

- 安全に遊べる公共の場（公園）の整備や家庭や地域における子育てなど子育て支援全般にわたる意見が多くなっています。

4 現状から考えられる課題

統計資料、アンケート調査等から考えられる本市の課題をとりまとめています。

(1) 保護者の就労状況の変化

統計資料

○国勢調査の結果では、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、子育て世代と想定される 20 歳代後半から 40 歳代前半で就労している女性が多くなっています。



アンケート調査

○フルタイムで就労している母親が多くなっています。
○育児休業等取得状況をした母親が前回調査（平成 25 年実施）よりも多くなっています。



事業所調査・子育て関連団体調査

○就労意向がある保護者が多くなっていると実感しています。
○1～2歳の低年齢児保育について、就労している保護者の増加から、児童は減少している中で、今後もニーズが高くなると感じている事業所が多くなっています。



保護者の就労状況は、国の政策もあり、変化してきています。第2期計画においては、そうした保護者の就労状況を踏まえた量の見込みと確保方策が必要となります。

(2)子どもと保護者の変化

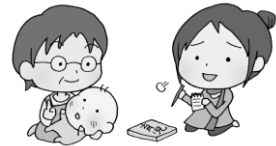
統計資料

- 児童数は今後も減少する推計となっています。
- 晩婚化が進み、子育て世代の年齢層が高くなっています。
- 本市の出生数は減少傾向にあります。
- 1世帯あたりを構成する家族人員数が減少し、核家族化が進んでいます。



アンケート調査

- 子どもの数は、「2人」が多くなっています。
- 主に子育てを行っている人は「母親」が6割以上となっています。
- 祖父母等の親族と近居、同居でない保護者が多くなっており、祖父母等からの支援としては、急用の際の「子どもの相手・預かり」が多くなっています。



事業所調査・子育て関連団体調査

- 保護者の子どもとの接し方に変化を感じている意見が多くなっています。
- インターネットを通じての情報入手が多く、保護者の状況にあった情報を入手できていないと感じている意見もあります。
- 保護者の子育て力の向上には、地域での交流が重要だといった意見があります。

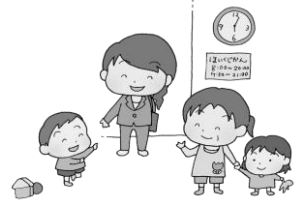


晩婚化、核家族化の進行などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化していると考えられます。そうした中で、子育てを通じて、子どもだけでなく保護者も成長するための施策の検討が必要です。

(3)教育・保育事業の受け皿について

統計資料

- 児童数は減少しているものの、幼稚園、保育所、認定こども園によっては定員数を超えているところがあります。
- 国勢調査の結果では、平成 17 年から平成 27 年の 10 年間で、子育て世代と想定される 20 歳代後半から 40 歳代前半で就労している女性が多くなっています。（再掲）



アンケート調査

- 教育・保育事業を利用している保護者が前回調査（平成 25 年実施）よりも多くなっています。
- 1～2 歳児をお持ちの保護者の利用は、半数以上となっています。
- 「認可保育所」の希望が多くなっています。



事業所調査・子育て関連団体調査

- 子ども・子育て支援新制度に移行した事業所では、移行後の変化として、メリットを感じる事業所が多くなっています。
- 一方で、現行のまま運営したい事業もあります。
- 1～2 歳の低年齢児保育について、就労している保護者の増加から、児童は減少している中で、今後もニーズが高くなると感じている事業所が多くなっています。（再掲）

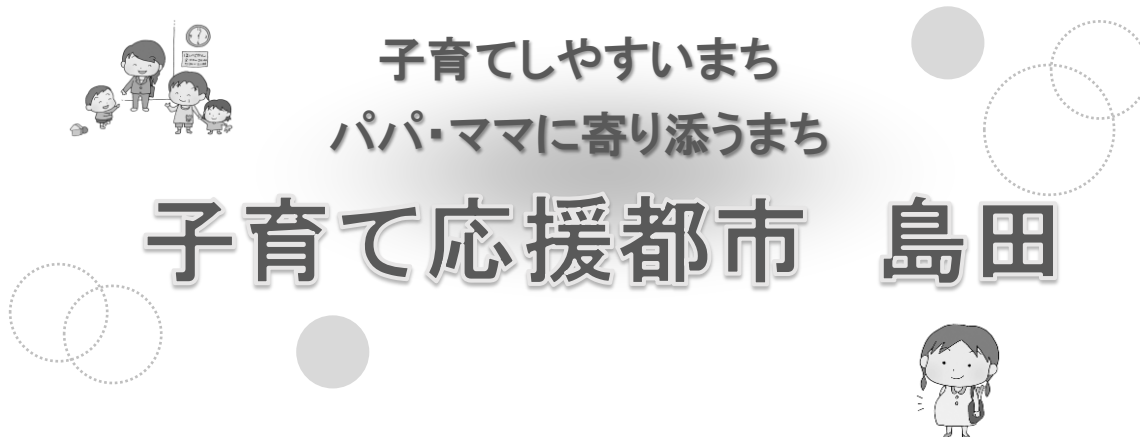


保育ニーズについては、全国的にも高くなっており、受け皿の確保については、今後も状況に応じて検討する必要があります。事業所としては、事務量の増加による人材不足が課題となっており、人材の確保・育成は課題となっています。

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

本計画では、国の子ども・子育てに関わる施策や「島田市総合計画」における方向性、第1期子ども・子育て支援事業計画の基本理念を踏まえ、これまでよりもさらにパパ・ママに寄り添い、本市の未来をになう子ども達が健やかに成長できるよう下記の基本理念を掲げます。



子ども伸び伸びと健やかに成長できる。

パパ・ママも一緒に成長できる。

島田で暮らす、すべての市民が笑顔でくらすことができる社会

家庭や地域、学校、幼稚園、保育所、認定こども園、企業などみんなで考えよう。

地域全体で子育てを支援していこう。

子どもの幸せは、パパ・ママの幸せ。

パパ・ママに寄り添い、子どもを中心にまちづくりを進めよう。

市民一人一人が子育てを支援し、パパ・ママに寄り添い、このまちで子育てしたくなる、子どもにも親にも優しい子育て応援都市を目指します。

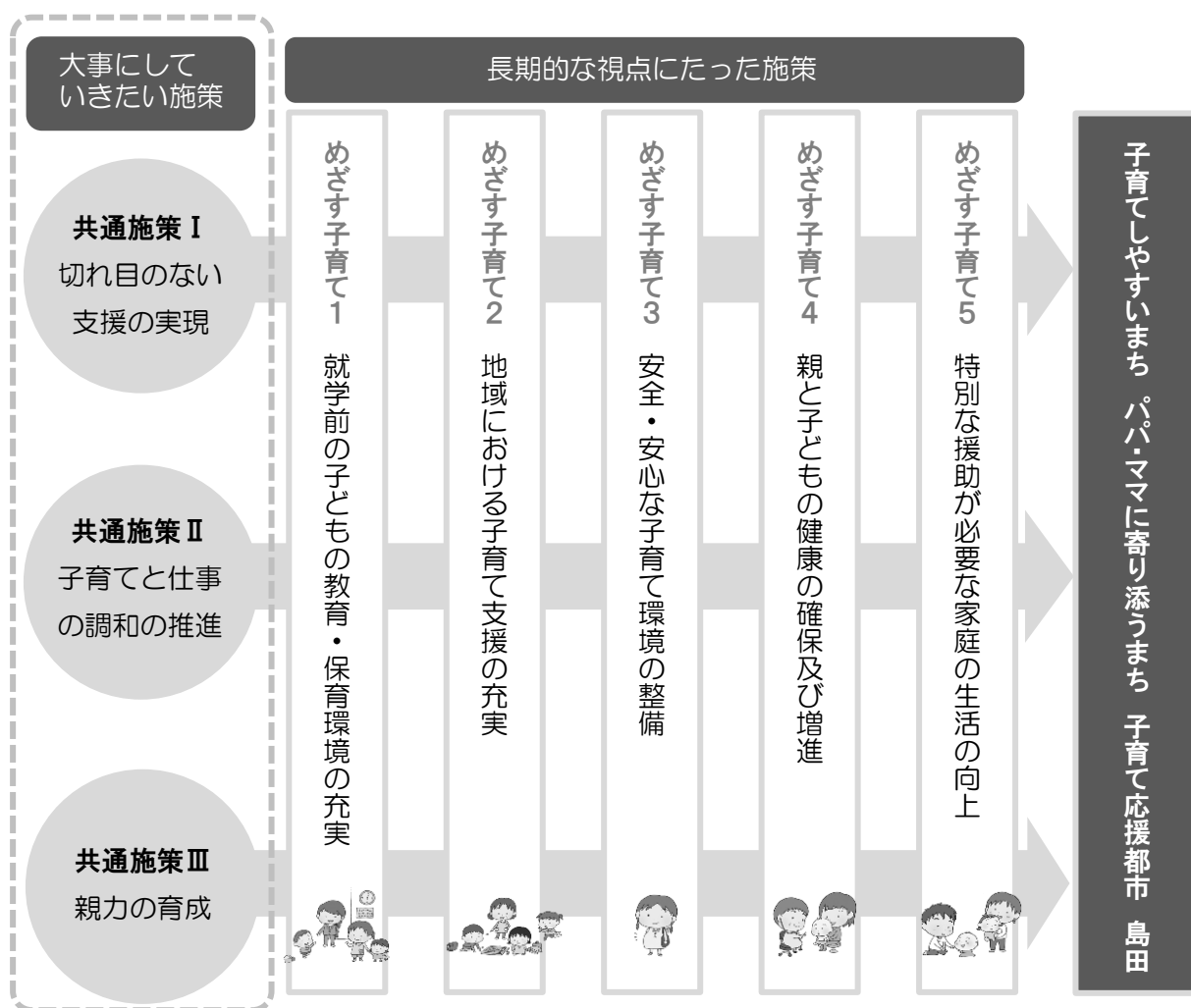
2 計画の構成と施策体系

本計画は、子どもの健やかな育ちを支えるための施策全般に関する計画（「第4章 子育て施策の展開」に記載）と、教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の計画的な整備・提供を図るための需給計画（「第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」に記載）という2つの側面から構成されています。

「第4章 子育て施策の展開」については第1期子ども・子育て支援事業計画に記載のある施策の実施状況を踏まえ、本市としての課題に取り組むため、分野に限らない子育て関連の施策として、「分野横断共通施策」を新たに設け、7つあった「めざす子育て」を5つに再編しています。

また、「第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容」については、国が示している「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の中の本計画の策定に関する「必須記載事項」の内容を踏まえています。

■分野横断共通施策イメージ



第4章 子育て施策の展開

1 分野横断共通施策

分野横断施策では、分野に限らず、横断的に展開する施策を掲載しています。基本理念にもある「パパ・ママに寄り添う」を実現するための3つの施策を展開します。

●●共通施策Ⅰ●● 切れ目のない支援の実現

子育てをしている家庭の子育てに関する不安や負担の軽減を図るため、妊娠期からのきめ細やかな支援を行い、安心して出産、子育てできるよう取り組みます。また、さまざまな事業を通して支援が必要な家庭の把握に努め、早期に適切な支援を行えるよう取り組みます。さらに、子育てに関する情報をさまざまな媒体を活用して発信していきます。

●●共通施策Ⅱ●● 子育てと仕事の調和の推進

本市の状況をみても、就労する母親が増加しており、共働き世帯が増えています。男女ともに働きやすく、子育てしやすい環境づくりが求められています。親が子育ての時間を十分に確保できるよう、市民のワーク・ライフ・バランスへの理解促進を図るとともに、企業の取組支援など、働きながら子育てをしやすい環境づくりを進めます。

●●共通施策Ⅲ●● 親力の育成

共働き世帯が増加するにあたり、仕事で忙しい家庭や悩みを抱え、孤立しがちな家庭など、様々な課題を抱えた家庭が増加しています。こうした中、子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある保護者も増えています。親としての教育力を身につけられる講座などを開催するとともに、家庭教育力の向上に取り組みます。

共通施策Ⅰ 切れ目のない支援の実現

● 現状・課題 ●

- 本市では、子育ての総合的な窓口として、子育て応援サイト「しまいくサイト」を開設しており、新しい情報発信を実施することにより、子育てサービスの利用者が増加しています。
- 子育ての相談窓口として、子育てコンシェルジュを配置しており、保護者からの相談を受け、マイ支援センターへの登録の推進や各種講座への案内を実施しています。
- 子育て支援に関する情報を一元化し、子育てカレンダーとして作成しています。
- 子育て世代包括支援センター「てくてく」において、妊娠・出産・子育て期にわたる悩みに対し、相談・訪問支援等を実施しています。
- 顔の見える関係を築き、家族に寄り添い、きめ細やかな対応をしていくため、「島田市版ネウボラ」による支援体制を構築しています。

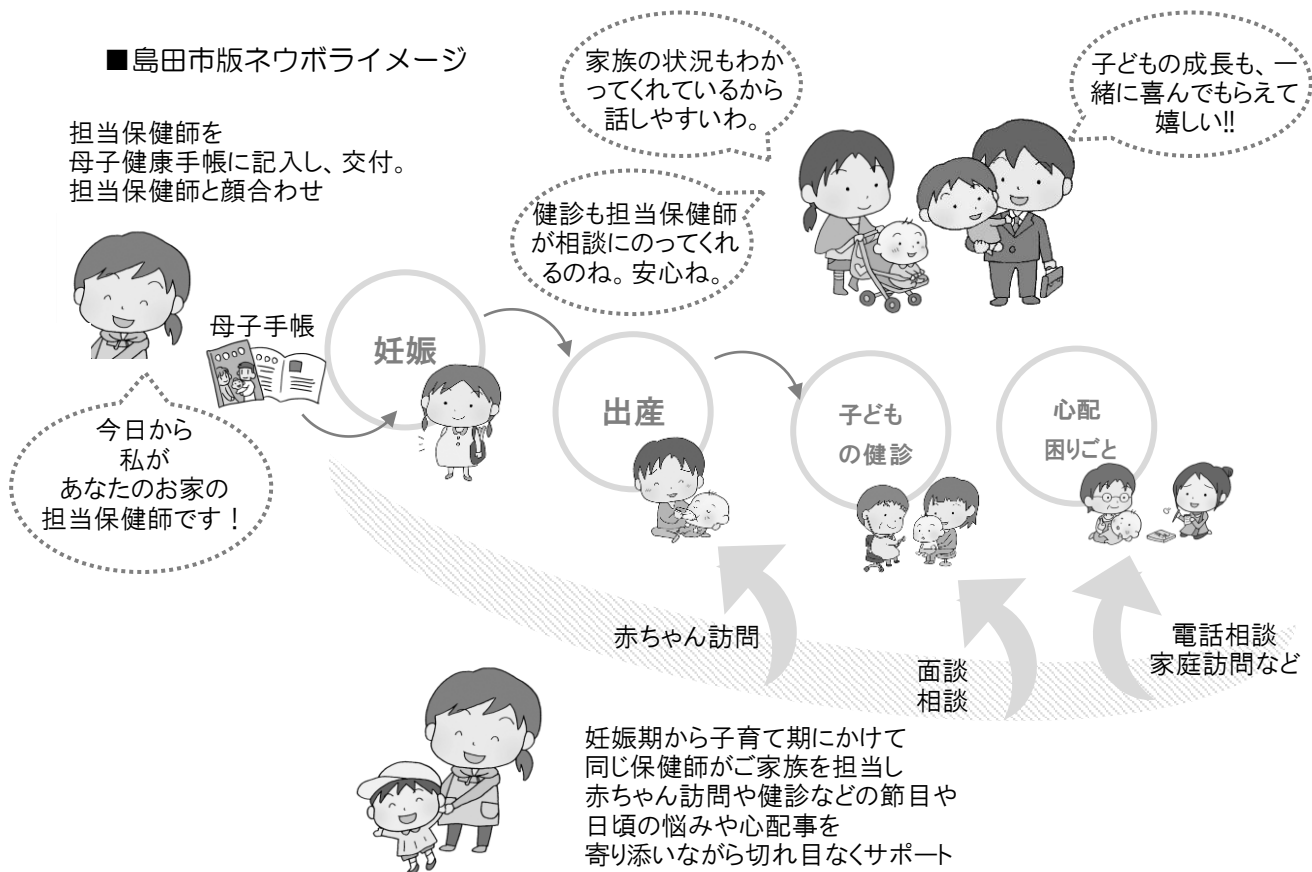
課題

さらなる切れ目のない支援を実現するためには、担当部署間での連携を強化することが必要です。

また、WEBでの情報発信が増えており、効率的な子育て情報の発信方法について、専門部署と連携して情報発信方法の検討が必要です。

■島田市版ネウボライメージ

担当保健師を
母子健康手帳に記入し、交付。
担当保健師と顔合わせ



取組1 子育てに関する情報提供の充実

取組2 子育て中の親同士の交流

取組3 子育てに関する相談事業の充実

●●取組1●● 子育てに関する情報提供の充実

- ▶市内の機関や団体が実施する子育て支援サービス、活動に関する情報を集約し、子育てカレンダー、市ホームページ、ポータルサイト、広報紙などの様々な媒体で発信し、子育てに関する悩みの解消と円滑なサービスの利用を促進します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	子育てカレンダー配布	子育て応援課
2	子育て応援サイト「しまいく」の運営	子育て応援課
3	L I N E を活用した情報発信など	子育て応援課

●●取組2●● 子育て中の親同士の交流

- ▶子育てに対する不安や悩みの軽減を図るため、同年齢の親がふれあい、友だちをつくり、お互いに育児相談ができる場として、子育てカフェや子育て広場などを開催します。
- ▶地域子育て支援センターでは、妊娠期から子育て中の親との交流が始まるよう、妊娠期から気軽に利用できる雰囲気づくりに努めます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
2	マイ支援センター登録	子育て応援課
3	つどいの広場の開催（きしゃぼっぽ等）	子育て応援課
4	こども館の運営	子育て応援課
5	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
6	子育てカフェの開催	子育て応援課
7	家庭教育学級	社会教育課
8	地域組織活動育成事業（母親クラブ等補助金）	子育て応援課
9	ペアレントサポーターの活用	社会教育課
10	ウェルカム島田	子育て応援課
11	外国人ママの会	子育て応援課
12	子育て広場の開催	社会教育課

●●取組3●● 子育てに関する相談事業の充実

- ▶子育て世代包括支援センター「てくてく」では、母子の健康や子育てに関する相談を受け付け、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制づくりを図ります。
- ▶地域子育て支援センター、児童センター、児童館等においても子育てに関する相談を受けられる体制づくりに努めます。
- ▶地域子育て支援センターでは、妊娠期から気軽に利用できる雰囲気づくりに努め、妊娠期、出産期における悩みの解消を図ります。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	子育てコンシェルジュ	子育て応援課
2	子育て世代包括支援センターてくてく	健康づくり課
3	「島田市版」ネウボラ	健康づくり課
4	乳幼児相談（予約制、運動発達、7か月児、2歳3か月児、3歳6か月児）	健康づくり課
5	保健師等による家庭訪問、相談	健康づくり課
6	食生活相談	健康づくり課
7	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
8	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
9	つどいの広場の開催（きしゃぼっぽ等）	子育て応援課
10	こども館の運営	子育て応援課
11	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
12	公認心理師による相談、心理検査	子育て応援課
13	療育相談事業	子育て応援課
14	家庭児童相談室の運営	子育て応援課
15	子育て応援つなげる環境づくり事業	子育て応援課
16	ワンストップサービス事業	子育て応援課

共通施策Ⅱ 子育てと仕事の調和の推進

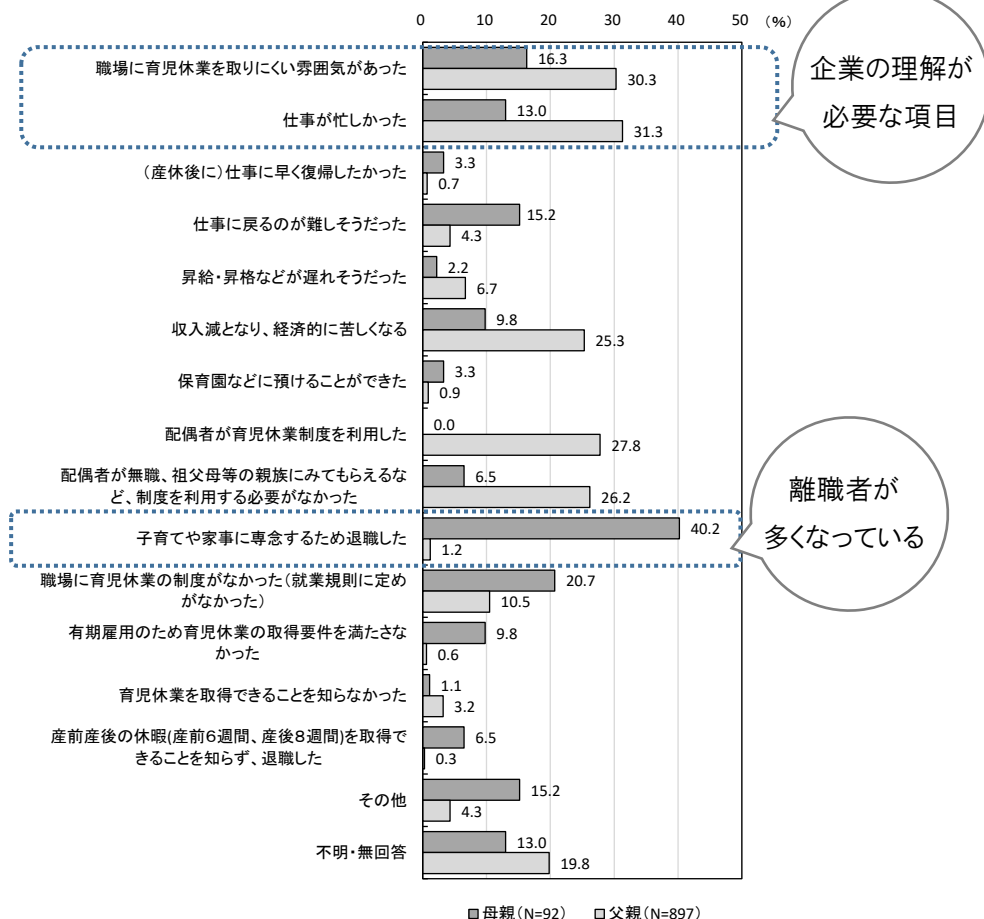
● 現状・課題 ●

- 静岡県と連携して、「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の増加のため、市内への普及・促進に努めています。
- 男性の育児休業取得の促進、男女平等に責任分担し、働きながら子育てができるよう企業内子育て環境アップ事業の実施、周知を行いました。
- 建設工事等の業者選定における総合評価方式の際に「静岡県次世代育成支援企業認証制度（コウノトリカンパニー）による認定の有無」を評価項目として設定しています。

課題

事業の実施により、一定の効果がみられたが、制度における認定企業や事業への協力業者数は伸び悩んでいます。しかしながら、全国の傾向として、育児休業の取得が促進されていることや男女共同参画の考えが浸透してきている現状を踏まえ、事業の連携によりさらなる周知・啓発を進める必要があります。

■ニーズ調査結果（育児休業を取得していない理由）



● 施策の方向 ●

取組1 企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進

取組2 働きながら子育てをする親への支援

●●取組1●● 企業における子育てと仕事の両立に対する取組の促進

- ▶建設工事の入札に、子育て支援に取り組む企業に対する評価制度を導入するなど、企業に対して子育て支援に取り組む動機づけをします。
- ▶育児休業や短時間勤務制度など、多様な働き方に関する情報提供を進め、子育てと仕事の両立を支える職場環境の整備を促進します。
- ▶父親の育児や家事への参加を促し、企業に焦点を当てた子育てしやすい環境の整備を図るため、企業の取組に対する新たな支援を実施します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	建設工事の総合評価方式における取組実績の評価の導入	契約検査課
2	「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の普及、促進	市民協働課
3	企業への育児休業制度の普及促進	商工課

●●取組2●● 働きながら子育てをする親への支援

- ▶働きながら子育てをする親への支援として、就労に関する相談や子育てを機に離職してしまった親に対する再就職セミナーを実施します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	お仕事相談室「ママハロ」の運営	商工課
2	再就職支援セミナー	商工課
3	内職相談事業	商工課

共通施策Ⅲ 親力の育成

● 現状・課題 ●

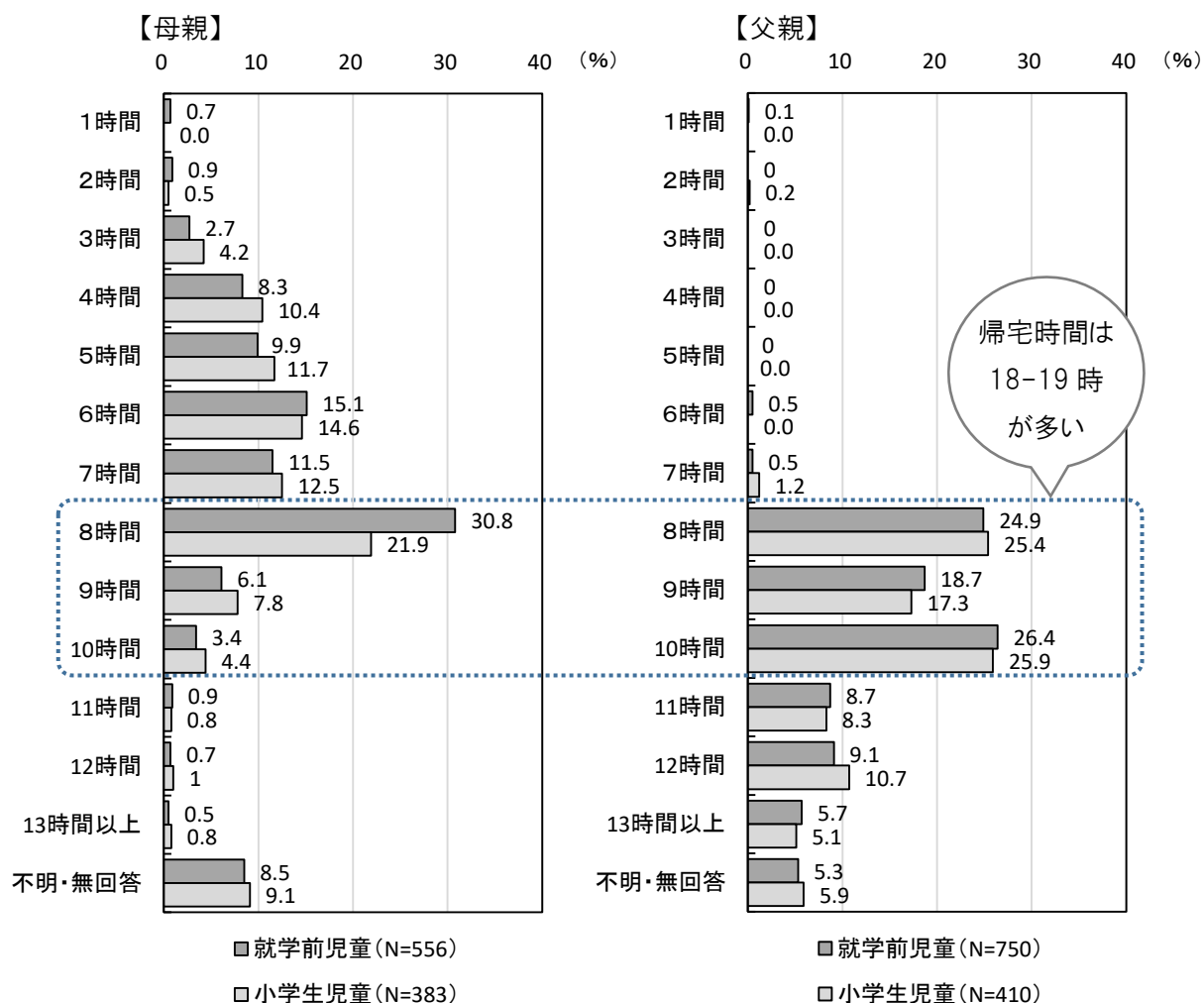
○ライフステージに応じて、子育てに役立つ各種講座や親同士の交流を深め家庭教育について学び合う事業を実施しています。

○親子ふれあい講座や子ども体験学習など、親子で参加でき、子どもとふれあう機会をつくり、子どもだけでなく親も一緒に成長できる事業を展開しています。

課題

保護者の就労状況により、講座への参加が難しくなっているケースや1回だけでなく連続した講座の開催の際に、全てに出席できない保護者が多くなっています。また、講座を実施する講師の調整など、講座を開催するための体制整備も引き続き必要となっています。

■ ニーズ調査結果（平日の平均就労時間）



● 施策の方向 ●

取組1 親子のふれあいの場の充実

取組2 子育てに関する講演や講座等の充実

●●取組1●● **親子のふれあいの場の充実**

▶親が子育ての喜びを実感し、子どもの豊かな心を育んでいくため、家庭内におけるコミュニケーションが育まれる親子のふれあいの場を提供します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	あかちゃんのお世話体験	子育て応援課
2	ブックスタート事業	図書館課
3	おはなし会	図書館課
4	おはなし宅配便	図書館課
5	おはなしギフト	図書館課

●●取組2●● 子育てに関する講演や講座等の充実

- ▶親が子育ての喜びを実感し、健全な親子関係を構築できるよう、現在行っている子育てに関する講座等を更に充実させ、託児室を設置するなど、より参加しやすい環境を整えるとともに、希望者だけでなく全ての親が受けるプログラムを実施します。
- ▶これからパパ・ママになる思春期の市民を対象として、妊娠適齢期と高齢出産のリスク、若い女性の痩せ指向や飲酒・喫煙などの生活習慣の影響について学ぶ機会を設け、安全・安心な出産と未来の子どもたちの健康づくりを推進します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	子ども体験学習講座（親子参加型）	社会教育課
2	子育て講座（マミーサロン） ※市民病院での分娩再開後実施	市民病院総務課
3	フレッシュ！パパママ教室	健康づくり課
4	あかちゃん講座	子育て応援課
5	初めて0歳児をもつ親の講座（BPプログラム）	社会教育課
6	離乳食講習会	健康づくり課
7	子育て支援教室（ノーバディーズ・パーフェクト）	健康づくり課、社会教育課
8	フレッシュ！パパママ教室	健康づくり課
9	幼児・児童をもつ親の講座	社会教育課
10	小・中学生の子をもつ親の講座	社会教育課
11	幼児期家庭教育講座	社会教育課
12	親学講座	社会教育課
13	ふれあいしまだ塾	図書館課、健康づくり課
14	家庭教育講演会	社会教育課

2 めざす子育て

基本理念実現に向けた施策は、めざす子育てとして5つの施策によって構成します。

■■めざす子育て1■■ 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

母親の就労率の上昇から、働きながら子育てする家庭が多くなっています。育児休業の取得も年々増加しているものの、取得期間は2年未満が多く、働きながら子育てをするため、保育所を利用する人が多くなっています。こうした状況に対応し、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めるためにも、保護者のニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。

■■めざす子育て2■■ 地域における子育て支援の充実

全国的な核家族化の進展や共働き世帯の増加など、地域における支え合いなどの認識が変化してきています。子どもが地域活動を通じて、地域の人とのふれあいや体験などを通して、知識や考え方にふれ、興味・関心を広げることは豊かな人間性を育むための大事な要素となります。地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、多様な主体が地域の子育て、教育へ支援できる仕組みづくりと体制整備を図ります。

■■めざす子育て3■■ 安全・安心な子育て環境の整備

全国的に子どもが巻き込まれる交通事故、災害、犯罪が多発しています。子どもが健やかに成長するためには、屋外でのびのびと遊ぶことができる環境づくりが必要となります。本市に住む全ての子どもや子育て家庭が安心して生活できるよう、子育てを支援する安全・安心な生活環境の整備に取り組めます。

■■めざす子育て4■■ 親と子どもの健康の確保及び増進

安心して育児や出産と向き合い、親と子どもがともに健やかに成長するためには、健康に関する正しい知識や技術の普及を図る必要があります。親と子どもの健康が確保され、安心して妊娠・出産ができるようにするとともに、乳幼児の健やかな成長・発達を支援する環境づくりに取り組めます。

■■めざす子育て5■■ 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭、外国籍の家庭など、多様な家庭に対する子育て支援に取り組む必要があります。

生まれ育った環境により、子どもの将来が左右されることのないよう、特別な事情により社会的支援を必要とする子どもと家庭への支援を行います。

めざす子育て1 就学前の子どもの教育・保育環境の充実

● 現状・課題 ●

- 幼稚園の認定こども園化、小規模保育事業の拡大により、平成 30 年4月時点で待機児童は0人となりました。
- 一時預かり事業、病後児保育事業については、平成 30 年時点で、利用者が増え、ニーズに応えた事業を展開できています。
- 発達支援事業については、発達支援児の受入や保育体制の確保、保育内容の充実が図られています。また、平成 27 年度より子育て応援課に発達相談係が発足し、相談しやすい体制づくりを進めることができました。
- 教育・保育の質の向上を図るため、保育所等の職員に向けた研修を実施しています。
- 保育所、認定こども園、小学校等において、合同で研修会を実施し、職員の連携強化に努めています。

課題

保護者の就労状況により、保育ニーズが高まっており、保育所、認定こども園へ低年齢時より預ける保護者が増えています。待機児童が0人になったものの、想定よりも受入数が多くなり、待機児童が発生するケースもでています。

保育士等の人材不足も顕著化しており、今後は、保育人材バンクや保育就職支援セミナーの実施により、人材の確保に努める必要があります。

発達支援については、発達相談の拡充により、保護者の状況を把握することができ、より一層の支援を行うためには、関係機関との連携強化が求められています。

■子育て世帯ワークショップの意見 *一部

子育てしていて、相談支援体制（ふわり、ママハロなど）、横のつながりが良いと思った。	子育てしていて、保育所や子育て支援センターが良いと思った。	市役所の人がやさしいと感じた。
---	-------------------------------	-----------------

*子育て世帯ワークショップについては、島田市総合戦略策定の一環として実施

取組1 多様な教育・保育の提供

取組2 教育・保育の質の向上

■取組1■ 多様な教育・保育の提供

- ▶保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、教育・保育サービスの多様化を図るとともに、量的拡大を図ります。
- ▶子どもの病氣中や病氣回復期など、緊急時の対応を含めた保育サービスの充実に努めます。
- ▶発達の気になる子どもを受け入れている幼稚園及び保育所等に対し支援体制を強化します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	幼児教育、通常保育事業	保育支援課
2	年度途中入所への支援	保育支援課
3	障害児保育事業	保育支援課
4	時間外保育事業	保育支援課
5	一時預かり事業	保育支援課
6	病児・病後児保育事業	保育支援課
7	幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
8	一時託児事業	子育て応援課
9	乳幼児保育補助事業	保育支援課
10	認定こども園化への支援	保育支援課
11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための支援	保育支援課

■取組2■ 教育・保育の質の向上

- ▶安全・安心な保育環境を整備するため、研修による保育士の専門性の確保や、保育所等における保護者からの情報・意見について、速やかに対応できるよう努めます。
- ▶市内の保育所等の職員が子どもの健やかな育ちを支援できるよう、保育士等を対象に研修を行うとともに、保育所、小学校等の合同研修会を継続・拡大して実施し、人材育成と関係機関の連携に努めます。
- ▶幼稚園教諭、保育士等が、発達の気になる子どもについての知識や理解を深め、集団生活の中での支援方法などの専門的知識を深めるための研修会を更に充実させます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	発達支援コーディネーター養成講座・フォローアップ研修	子育て応援課
2	保育所等職員の研修	保育支援課
3	幼稚園、保育所、小学校等合同研修会の開催	学校教育課、保育支援課

めざす子育て2 地域における子育て支援の充実

● 現状・課題 ●

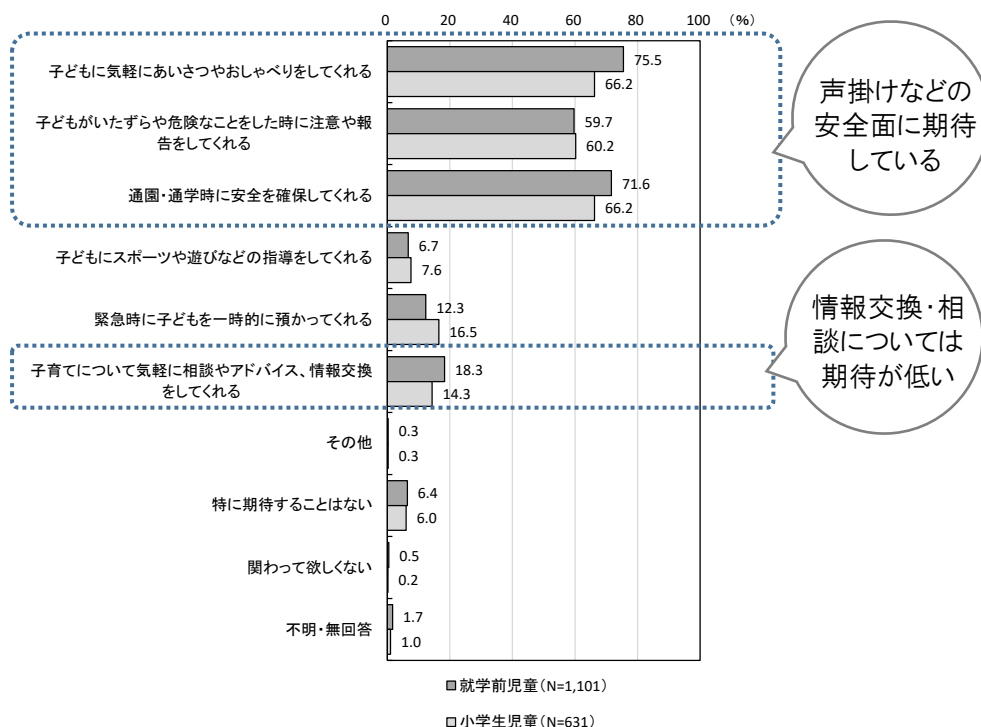
- 妊娠中の母親や出産後間もない子どもを持つ母親に対して、一定期間育児サポーターを派遣し、育児支援等を実施しています。
- 市内の子育て支援に関連した団体同士で情報を共有し、連携することにより団体同士の交流が深まり、横のつながりが見え始めています。
- 地域において、育児の援助を受けたい会員と行いたい会員を結びつけるファミリー・サポート・センター事業の実施や、子育て支援の充実を図っています。
- 地域で子どもを育てる機運づくりとして、保育所等における多世代交流の促進を図っています。

課題

子育て支援ネットワークの運営においては、子育て支援に関連した団体のみならず、市民が孤立しない子育て支援の取組が必要となっています。また、ファミリー・サポート・センター事業についても、依頼会員は増えているが、提供会員が伸び悩み、活動回数が減少している傾向にあります。

地域における子育て支援の充実を図るためには、より一層の情報提供、事業自体の内容の精査を行い、充実を図る必要があります。

■ニーズ調査結果（地域とのかかわり合いで期待すること）



取組1 子育て支援ネットワークの充実

取組2 地域協働による子育て支援

取組3 子育てを支える人材の育成

取組4 多世代間交流による「地域で子どもを育てる」意識の醸成

■取組1■ 子育て支援ネットワークの充実

- ▶地域における子育て家庭の孤立を防ぎ、きめ細かな支援を実施できるように努めます。
- ▶子育て支援ネットワークを通じた子育て支援団体や関係機関との連携、情報共有体制の強化を図ります。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
2	子育て支援ネットワークの運営	子育て応援課
3	保育所における多世代の交流を促進する事業	保育支援課

■取組2■ 地域協働による子育て支援

- ▶子育て家庭が地域住民と交流できる場を充実させるとともに、地域住民との協働による子育て支援サービスを提供します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	こども館の運営	子育て応援課
2	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
3	つどいの広場の開催（きしゃぼっぼ等）	子育て応援課
4	つどいの広場事業交付金交付	子育て応援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課

■取組3■ 子育てを支える人材の育成

- ▶地域の子育て支援事業を充実させるため、様々な分野で支援を行う子育て支援団体の活動がより活発で永続的に実施されるよう、更なる人材の育成を図ります。
- ▶地域の子育て支援者の掘り起こしと新たな団体の創出を図るとともに、地域全体で子育てを支える意識を啓発します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	地域組織活動育成事業（母親クラブ等補助金）	子育て応援課
2	ファミリー・サポート・センター事業	子育て応援課
3	つどいの広場の開催（きしゃぼっぽ等）	子育て応援課
4	子育て支援ネットワークの運営	子育て応援課
5	ペアレントサポーターの活用	社会教育課

■取組4■ 多世代間交流による「地域で子どもを育てる」意識の醸成

- ▶様々な年代の人による子育て支援活動を促進し、地域で子どもを育てる意識の醸成を図ります。
- ▶地域における支え合いの実現により、安心して結婚、出産できる地域づくりに努めます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	幼稚園、保育所等の園児と地域の小・中・高校生との交流	保育支援課、学校教育課
2	保育所における多世代の交流を促進する事業	保育支援課
3	中学生あかちゃんふれあい体験事業	社会教育課
4	こども館の運営	子育て応援課
5	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
6	放課後子ども教室の開催	社会教育課

めざす子育て3 安全・安心の子育て環境の整備

● 現状・課題 ●

- 保護者の就労により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供するため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を実施しています。
- 放課後に子どもの安心・安全な活動拠点（居場所）づくりとして、地域の参画を得て、スポーツ、文化活動等の取組を実施する放課後子ども教室を実施しています。
- 子どもの遊び場の遊具の安全点検などを実施して、事故の防止を図っています。
- 防犯対策の一環として、「子どもをまもる110番の家」設置推進事業を全ての小学校区で実施しています。
- こども医療費の助成や各種手当の支給などにより、保護者の子育てに関する不安や負担軽減を図っています。

課題

放課後児童クラブに関しては、保育ニーズの高まりを要因として、年々、利用者が増加している傾向にあります。ニーズに対応するため、受け皿の拡大を図りましたが、地域によって需要と供給のミスマッチが生じています。今後は保護者のニーズに対応した量的な確保が必要となっています。

また、経済的な支援については、幼児教育・保育の無償化を加味した支援を検討する必要があります。

■子育て世帯ワークショップの意見 *一部

中央公園など緑豊かな公園があるところは良いところだと思う。	雨の日にでかけることができる場所があれば良いと思う。	地域の人が温かく、気軽に声をかけてくれる。
-------------------------------	----------------------------	-----------------------

取組1 子どもの安全な居場所づくり

取組2 子育て家庭への経済的援助の推進

■取組1■ 子どもの安全な居場所づくり

- ▶子どもの安全・安心な遊び場の確保を推進します。
- ▶全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、教育機関、福祉機関、地域、保護者、スポーツ少年団などとの連携を深め、共通理解と情報共有を図り、子どもの居場所づくりと安全の確保に努めます。
- ▶放課後子ども教室の設置、運営を図るとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの交流を進めます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	放課後児童クラブの運営	子育て応援課
2	こども館の運営	子育て応援課
3	児童センター、児童館の運営	子育て応援課
4	ジュニアスポーツクラブ事業	スポーツ振興課
5	サタデーオープンスクールの開催	学校教育課
6	子ども体験学習講座	社会教育課
7	少年育成教室 しまだガンバ！	社会教育課
8	スポーツ教室	スポーツ振興課
9	こどもの遊び場の遊具の安全点検	子育て応援課
10	小学校プール開放事業	スポーツ振興課
11	放課後子ども教室の開催	社会教育課
12	「子どもをまもる110番の家」設置推進運動	社会教育課、学校教育課
13	社会体育施設整備事業	スポーツ振興課
14	子どものスポーツ活動の推進（スポーツ少年団等）	スポーツ振興課
15	子育て世代型住宅の管理	建築住宅課
16	子ども読書活動推進事業	社会教育課、図書館課

■取組2■ 子育て家庭への経済的援助の推進

▶子育て家庭に対する各種助成について周知し、利用の円滑化を図ることで、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	保育所等保育料等の軽減	保育支援課
2	こども医療費助成	子育て応援課
3	児童手当支給	子育て応援課
4	未熟児養育医療費助成	子育て応援課
5	児童扶養手当支給	子育て応援課
6	交通遺児育英奨学金支給	教育総務課
7	特別支援教育就学奨励費支給	教育総務課
8	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	教育総務課
9	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育支援課

めざす子育て4 親と子どもの健康の確保及び増進

● 現状・課題 ●

- 妊娠期からの健康を維持するため、妊婦健康診査事業をはじめとして、産婦健康診査事業、産後ケア事業、各種健康診査事業、予防接種を実施しています。
- 市内に住む子育て家庭全戸に対して、赤ちゃん訪問事業を実施し、身体測定及び育児保健指導を行っています。
- 乳児の生活リズム、摂食行動、成長発達にあった離乳食について学習し、円滑な離乳が進められるよう離乳食講習会等を実施しています。
- 子どもの発達過程において、親子関係を深め、子どもの発達段階を理解し、親が子どもとのかかわり方を学ぶ場として親子学習会やあそびの教室を実施しています。
- 子どもの発達が気になる場合の相談事業を実施し、サービスの円滑な利用や必要な情報提供を行っています。

課題

各種健診事業等については、事業を継続し、保健師等保護者と関わる職員がより一層保護者に近い存在であることが求められています。また、健診の待ち時間が少なくなるよう効率的かつ効果的な方法へ改善する必要があります。

各種サービスや相談事業について、情報が伝わりにくく、サービスを利用されないケースや内容について理解を得られないケースも出ており、保護者に応じた説明や情報提供を行う必要があります。

■子育て世帯ワークショップの意見 *一部

要望だけでなく、子育て支援策や相談事業など自ら行っていく意思のある母親もいる。

妊婦を支えるサポートがほしい。

子育ての孤立に気が付く人がいてほしい。

取組1 産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援

取組2 各種健康診断・予防接種等の充実

取組3 健康相談・訪問の充実

取組4 発達支援体制の充実

■取組1■ 産後の休業及び育児休業後の保育サービス利用への支援

- ▶産後の休業及び育児休業中の保護者に対する保育所の定員の空き状況に関する情報提供を進めるとともに、年度途中の入所など柔軟な対応に努めます。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	年度途中入所への支援	保育支援課

■取組2■ 各種健康・予防接種等の充実

- ▶母子の健康を確保するため、妊娠・出産期から子どもの成長段階に応じて、各種健康診査や予防接種等を実施します。
- ▶産後の産婦さんへのケアとして、産婦健康診査や産後ケア事業を実施します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	島田市版ネウボラ	健康づくり課
2	子育て世代包括支援センター「てくてく」	健康づくり課
3	妊婦健康診査事業	健康づくり課
4	新生児聴覚スクリーニング検査助成事業	健康づくり課
5	産婦健康診査事業	健康づくり課
6	産後ケア事業	健康づくり課
7	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業	健康づくり課
8	身体自由計測	健康づくり課
9	歯科保健事業	健康づくり課
10	4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診	健康づくり課
11	予防接種事業	健康づくり課

■取組3■ 健康相談・訪問の充実

▶母子の健康についての相談支援や訪問、情報提供を実施し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整備します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	赤ちゃん訪問事業	健康づくり課
2	離乳食講習会	健康づくり課
3	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
4	母子健康手帳交付、妊婦健康相談	健康づくり課
5	保健師等による相談、家庭訪問	健康づくり課
6	母乳外来・育児相談※市民病院での分娩再開後実施	市民病院総務課
7	2歳3か月児、3歳6か月児相談	健康づくり課
8	7か月児健康相談	健康づくり課
9	運動発達乳幼児相談	健康づくり課
10	予約制乳幼児相談	健康づくり課
11	食生活相談	健康づくり課

■取組4■ 発達支援体制の充実

- ▶子どもの身体や発達上の課題、親の子育てに関する不安や悩みを健診や相談事業などから把握し、早期に支援できる体制の充実を図ります。
- ▶妊娠期から子育て期にわたるまで、保護者が切れ目ない支援を受けられるよう、保健師、助産師等による支援体制の充実を図ります。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
2	養育支援訪問事業	子育て応援課
3	あそびの教室	健康づくり課
4	親子学習会（つくしんぼ）の実施	子育て応援課
5	児童発達支援事業	子育て応援課
6	障害児相談支援事業	福祉課、子育て応援課
7	公認心理士による相談、発達検査	子育て応援課
8	予約制乳幼児相談	健康づくり課
9	運動発達乳幼児相談	健康づくり課
10	食生活相談	健康づくり課
11	保健師等による相談、家庭訪問	健康づくり課

めざす子育て5 特別な援助が必要な家庭の生活の向上

● 現状・課題 ●

- ひとり親家庭に対し、医療費助成や教育訓練等の自立を支援する事業を実施しています。
- 発達に課題がある子どもが発達に合わせて親子通園、定期通園等の通園形態をとることや生活習慣の自立と集団生活に適應することができるための支援を、その子どもに応じて実施しています。
- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、家庭児童相談、実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関等の連絡調整を行っています。
- 子育てに対して強い不安を抱える保護者や不適切な養育状態にある家庭などに、訪問を通して相談や養育技術の提供を行い、母子の健全な発達、発育を支援しています。
- 子育て支援教室として、保護者の抱える悩みや関心について話し合い、話し合いを通して学ぶことができる場づくりを行っています。

課題

様々な分野において、早期支援を実現するためには、関係機関がより一層連携を強め、保護者と子どもについての情報共有をする必要があります。

年々、保護者の抱える様々な問題は複雑化しており、関係機関の連携はもちろんのこと対応する職員等の資質向上も求められています。

特別な援助が必要な家庭においては、情報周知や相談事業がうまく進まない場合に保護者が孤立してしまう可能性があります。

● 施策の方向 ●

取組1 ひとり親家庭等の支援の充実

取組2 障害のある子どもの支援の充実

取組3 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

■ ■ 取組1 ■ ■ **ひとり親家庭等の支援の充実**

▶ひとり親家庭等の子どもの福祉の増進を図るため、医療費助成や手当の支給を実施するとともに、親の就業支援を実施し、自立促進を図ります。

■ 主な事業

No.	事業名	担当課
1	児童扶養手当支給	子育て応援課
2	母子・父子寡婦福祉資金貸付	子育て応援課
3	ひとり親家庭子育て支援助成 (ファミリー・サポート・センター利用料助成)	子育て応援課
4	母子家庭等医療費助成	子育て応援課
5	母子家庭等自立支援給付(教育訓練、高等職業訓練促進)	子育て応援課
6	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給	教育総務課

■取組2■ 障害のある子どもの支援の充実

- ▶障害のある子どもの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子ども及びその家族に対して、乳幼児期から中学校卒業まで一貫した効果的な支援を行います。
- ▶発達の気になる子どもに対し、公認心理士、保育士、保健師が連携し、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ▶児童発達支援事業の親子通園「さくらんぼ」などにより、障害のある子どもの早期支援に努めるとともに、障害児相談支援事業において、その家族の支援の要望に応じた、適切なサービスを利用できるよう努めます。
- ▶放課後等デイサービスに対する支援により小・中・高校に通う障害のある子どもが放課後の時間に過ごす場所の充実を図ります。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	障害児相談支援事業	福祉課、子育て応援課
2	障害福祉サービスの支給	福祉課
3	重症心身障害児童家庭支援事業	福祉課
4	児童発達支援事業（ふわりの定期通園、並行通園、親子通園）	子育て応援課
5	幼稚園、保育所等巡回訪問	子育て応援課
6	療育相談事業	福祉課、子育て応援課
7	放課後等デイサービスの運営	福祉課
8	特別児童扶養手当支給	福祉課
9	障害児福祉手当支給	福祉課
10	心身障害児童扶養手当支給	福祉課
11	特別支援教育就学奨励費支給	教育総務課
12	特別支援教育支援員の配置	学校教育課

■取組3■ 育児不安の軽減や児童虐待防止対策の推進

- ▶育児不安のある保護者や精神的に不安定な状態で支援が必要な保護者を早期発見し、虐待の未然防止を図るため、関係機関との連携や情報共有体制を強化します。
- ▶保護者の心身の負担軽減に向け、相談支援体制を強化します。

■主な事業

No.	事業名	担当課
1	家庭児童相談室の運営	子育て応援課
2	養育支援訪問事業	子育て応援課
3	赤ちゃん訪問事業	健康づくり課
4	育児サポーター派遣事業	子育て応援課
5	子育てコンシェルジュ	子育て応援課
6	要保護児童対策地域協議会	子育て応援課
7	子育て世代包括支援センターてくてく	健康づくり課
8	「島田市版」ネウボラ	健康づくり課
9	地域子育て支援センターの運営	子育て応援課
10	子育て支援教室（ノーバディーズ・パーフェクト）	健康づくり課、社会教育課

第5章 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1)量の見込みと確保の内容の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で、第1期計画に引き続き、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制についての確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

当市においても、平成30年12月に実施した「島田市子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定し、今後5年間の施設整備、事業の方向性などを踏まえ、確保の内容を設定しています。

(2)教育・保育事業の提供区域の設定

国は、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが容易に移動することができる区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

当市においては、教育・保育内容や通勤の利便性などを考慮し、居住している区域にとらわれず広域的に施設を選択している保護者が多いことを踏まえ、第1期計画に引き続き、市全体を1つの区域として設定します。尚、地理的な条件により、定員数を変更した場合は、市全体での確保方針に変動がある可能性があります。

(3)具体的な推進方策

● 認定こども園の普及に係る考え方 ●

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。市内には令和2年4月時点で、認定こども園が10園となります。今後も市内の幼稚園設置者に対し、認定こども園についての情報提供を行い、認定こども園への移行を支援します。また、保護者の就労状況に変化があっても保育所を退園・転園せず、同じ園に通い続けることができるという観点から、保育所が認定こども園化を希望する場合、協議のうえ、認めていくこととします。

● 教育・保育施設及び地域型保育事業の連携 ●

「島田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・規則」に基づき、幼稚園、保育所等と地域型保育事業者との契約等の締結を求め、両者の適切な連携を支援します。

2 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1)教育事業(幼稚園、認定こども園)

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする事業です。

事業概要

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を促すことを目的とする事業です。

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・金谷幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

（令和2年4月時点）

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・金谷幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

（令和2年4月時点）

- ## 実施箇所
- 【幼稚園】
- ・島田南幼稚園
 - ・島田北幼稚園
 - ・六合幼稚園
 - ・金谷幼稚園
- 【認定こども園】
- ・みどり認定こども園幼稚園部
 - ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
 - ・認定こども園五和保育園
 - ・認定こども園かわね保育園
- （令和2年4月時点）

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・金谷幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

（令和2年4月時点）

- ## 実施箇所
- 【幼稚園】
- ・島田南幼稚園
 - ・島田北幼稚園
 - ・六合幼稚園
 - ・金谷幼稚園
- 【認定こども園】
- ・みどり認定こども園幼稚園部
 - ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
 - ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
 - ・認定こども園五和保育園
 - ・認定こども園かわね保育園
- （令和2年4月時点）

実施箇所

【幼稚園】

- ・島田南幼稚園
- ・島田北幼稚園
- ・六合幼稚園
- ・金谷幼稚園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園幼稚園部
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園五和幼稚園幼稚園部
- ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

（令和2年4月時点）

● 現状・課題 ●

○令和2年4月時点で4園の幼稚園及び10園の認定こども園となり、いずれも民間で運営されています。

■利用実績（幼稚園・認定こども園幼稚園部）の推移（各年5月1日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
利用者数(人)	1,479	1,424	1,444	1,239	1,206
定員(人)	2,063	2,063	2,063	1,555	1,555
利用率(%)	71.7	69.0	70.0	79.7	77.6

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,173	1,148	1,122	1,103	1,095
②確保の内容	1,403	1,403	1,403	1,403	1,403
幼稚園	0	0	0	0	0
認定こども園	740	740	740	740	740
確認を受けない幼稚園	663	663	663	663	663
過不足(②-①)	230	255	281	300	308

※幼稚園：子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する「確認」を受けた幼稚園をいいます。

※確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に規定する「確認」を受けない幼稚園をいいます。

● 提供体制と確保の考え方 ●

○子どもの減少に伴い必要量も減少する傾向にあり、1号認定（3～5歳児）及び2号認定（3～5歳児）のうち幼児期の学校教育の利用希望がある子どもは、既存の幼稚園及び認定こども園の定員数で、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

○随時、市内の幼稚園に対して認定こども園に関する情報を提供し、保育需要が高い場合には認定こども園への移行を支援します。

(2) 保育事業(保育所、認定こども園等)

事業概要

保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを保育することができない場合に、保護者の代わりに保育所などで保育する事業です。

実施箇所

【保育所】

(公立)

- ・島田市立第一保育園
- ・島田市立第三保育園

(私立)

- ・島田聖母保育園
- ・くりのみ保育園
- ・こばと保育園
- ・ゆたか保育園
- ・島田ゆりかご保育所
- ・たけのこ保育園
- ・初倉保育園
- ・月坂保育園
- ・神谷城保育園
- ・金谷中央保育園

【認定こども園】

- ・みどり認定こども園保育園部
- ・認定こども園島田学園付属幼稚園保育園部
- ・認定こども園五和幼稚園保育園部
- ・認定こども園六合第二保育園（仮称）
- ・認定こども園大津保育園
- ・認定こども園島田中央幼稚園保育園部
- ・認定こども園伊久身幼稚園保育園部
- ・認定こども園六合第一保育園（仮称）
- ・認定こども園五和保育園
- ・認定こども園かわね保育園

【地域型保育事業】

(小規模保育事業所)

- ・なごみ保育園
- ・島田のんのん保育園
- ・すばるKaKa 保育園
- ・保育所きぼう島田初倉園
- ・保育所ちびっこわんぱく
- ・こっこ保育園

(事業所内保育事業所)

- ・あみい保育園
- ・こらいと島田

(家庭的保育事業所)

- ・かていdeほいく そら

(令和2年4月時点)

● 現状・課題 ●

○市内には令和2年4月時点で公立2園、私立10園の保育所、私立10園の認定こども園及び私立9園の地域型保育事業所があります。

○女性の社会進出等の影響で保育所利用実績は年々増加してきましたが、子どもの総数の減少傾向に歯止めがかからない状況であることから、利用者数も減少することが見込まれます。

■利用実績（保育所・認定こども園保育園部・地域型保育事業所）の推移（各年3月1日現在）

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
利用者数(人)	1,735	1,785	1,780	2,045	2,141
0歳児	55	55	54	81	82
1・2歳児	564	586	601	720	761
3歳以上	1,116	1,144	1,125	1,244	1,298
定員(人)	1,809	1,821	1,782	2,055	2,147
利用率(%)	95.9	98.0	99.9	99.5	99.7

※利用実績には、認可外保育所の利用者数等を含んでいません。

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	1,321	229	784	1,293	225	781	1,264	221	776
②確保の内容	1,436	229	810	1,436	229	810	1,436	229	810
保育所	610	120	387	610	120	387	610	120	387
認定こども園	659	72	305	659	72	305	659	72	305
地域型保育事業	0	37	118	0	37	118	0	37	118
幼稚園の預かり保育	167	0	0	167	0	0	167	0	0
過不足(②-①)	115	0	26	143	4	29	172	8	34

	令和5年度			令和6年度		
	2号	3号		2号	3号	
	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み	1,243	217	764	1,234	215	752
②確保の内容	1,436	229	810	1,436	229	810
保育所	610	120	387	610	120	387
認定こども園	659	72	305	659	72	305
地域型保育事業	0	37	118	0	37	118
幼稚園の預かり保育	167	0	0	167	0	0
過不足(②-①)	193	12	46	202	14	58

● 提供体制と確保の考え方 ●

○2号認定（3～5歳児）、3号認定（0～2歳児）のうち保育希望のある子どもは、ともに既存の保育所・認定こども園等において必要な提供体制を確保できる見込みです。

○引き続き、保育士確保及び弾力運用による受け入れの増や、新制度未移行幼稚園の預かり保育を活用し、受け入れ増を図ります。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業は、「子ども・子育て支援法」第59条に定められた以下の事業です。

地域子ども・子育て支援事業の全体像

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- (2) 時間外（延長）保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (6) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- (7) 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ・子育て世代包括支援センターてくてく）
- (8) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）
- (9) 養育支援訪問事業
- (10) 要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業
- (11) 妊婦健康診査事業
- (12) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

事業概要

保護者が就労などにより昼間自宅にいない家庭の子どもに生活の場と適切な遊びを提供し、子どもの健全な育成を図る事業です。

平日は、小学校の放課後の時間に預かりを実施し、春・夏・冬休み等の小学校休業日には一日預かりを実施し、家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身ともに健全に育つことを支援します。

平成27年度から、対象となる子どもの学年を小学校6年生まで拡大しています。

実施箇所

【公設】

- ・島田第一小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第三小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第五小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第1放課後児童クラブ
- ・初倉小学校放課後児童クラブ
- ・島田北部4小学校区放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第2放課後児童クラブ
- ・川根小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第二小学校区放課後児童クラブ
- ・島田第四小学校区放課後児童クラブ
- ・六合小学校区放課後児童クラブ
- ・六合東小学校区第2放課後児童クラブ
- ・初倉南小学校放課後児童クラブ
- ・金谷小学校区第1放課後児童クラブ
- ・五和小学校区放課後児童クラブ

【民設】

- ・大津保育園放課後児童クラブ
- ・神谷城保育園放課後児童クラブ
- ・放課後児童クラブひみつ基地
- ・島田市六合放課後児童クラブりんご
- ・月坂保育園放課後児童クラブ
- ・ぞうさん放課後児童クラブ

● 現状・課題 ●

○市内では公設の児童クラブが15か所、民設の児童クラブが6か所設置されています。

○利用希望者の増加に対応し、拡張工事や民間クラブ開設の推奨により総数では確保できているものの、地域によってニーズが異なりミスマッチもあります。

○指導員の確保の面においては、経験年数の浅い指導員を増員するため、質の向上については課題があります。

■利用実績の推移（各年度8月1日現在）

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
利用者	704	759	826	900	943
定員数	640	690	808	921	1011

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,102	1,074	1,050	1,024	982
1年生	372	343	339	334	321
2年生	305	315	291	287	283
3年生	247	242	250	231	228
4年生	127	121	118	122	113
5年生	37	39	37	36	37
6年生	14	14	15	14	14
②確保の内容	1,085	1,110	1,145	1,145	1,145
過不足(②-①)	▲17	36	95	121	163

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和2年度～令和6年度にかけては、必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 地区によってのニーズが異なりミスマッチしている部分については、放課後児童クラブだけでなく、放課後子ども教室等と連携し、放課後の居場所づくりに努めます。

● 新放課後子ども総合プランへの対応 ●

① 余裕教室等の活用方策

余裕教室の活用状況等について、学校と定期的に協議を行いながら、使用計画を決定します。

学校に余裕教室が生じた場合は有効活用できるよう状況について協議を行い、学校内で放課後児童クラブを実施できるよう取り組みます。

② 連携による事業の推進体制

「島田市子ども・子育て会議」のもとに、関連する担当部局と連携し、検討・推進を行います。

③ 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブにおいて、特別な配慮が必要な児童の受入れの際には、必要に応じて支援員の加配を行うことで、弾力的な受け入れの継続に努めます。

④ 放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み

全ての放課後児童クラブにおいて「放課後児童健全育成事業実施要綱」で定められた開所時間の延長を実施します。

⑤ 放課後児童クラブの役割向上方策及び利用者・地域住民への周知方策

見守り等において、地域住民、関係機関、保護者等が一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

児童にとって、最善の放課後環境を提供するため、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の積極的な情報の発信による理解促進と、継続的な改善に努めます。

(2)時間外(延長)保育事業

事業概要

保育所等の通常保育時間（保育標準時間：11 時間、保育短時間：8 時間）を超える保育ニーズに対応した事業です。

実施箇所

市内の公立2園、私立10園の保育所、認定こども園9園及び地域型保育事業所9園で実施しています。

（令和2年4月時点）

● 現状・課題 ●

- 保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育所等の通常保育時間を超える保育を必要とする子どもに対して、時間外保育を実施しています。
- 保護者の就労形態の多様化により、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされています。

■利用実績の推移（時間外（延長）保育事業）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施施設数(か所)	17	15	20	21	22
延べ利用者数(人)	609	776	796	812	800

資料：保育支援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	802	790	777	765	755
確保の内容	812	812	812	812	812

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 令和2年度～令和6年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を確保できる見込みです。
- 引き続き、保育所、認定こども園等で引き続き延長保育を実施します。

(3)一時預かり事業

事業概要

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

教育時間を超えて子どもを早朝から、あるいは夕方まで預かる事業です。預かり時間は、園により異なります。

【その他の一時預かり】

未就園児で保護者の就労形態により育児が断続的に困難になる場合、又は未就園児で保護者の傷病等により緊急的及び一時的に保育が必要な場合などの保育ニーズに対応したサービスです。

実施箇所

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

市内8園で実施されています。

- ・島田南幼稚園 ・島田北幼稚園 ・金谷幼稚園 ・六合幼稚園
- ・認定こども園島田中央幼稚園 ・みどり認定こども園
- ・認定こども園島田学園附属幼稚園 ・認定こども園五和幼稚園

【その他の一時預かり】

市内では12か所の保育所及び認定こども園等で実施されています。

- ・専用施設・職員配置のある保育所等

こばと保育園、月坂保育園、認定こども園かわね保育園、なごみ保育園

- ・定員に空きがある場合に受け入れができる保育所等

たけのこ保育園、認定こども園五和保育園、神谷城保育園、

認定こども園大津保育園、金谷中央保育園、あみい保育園、こらいと島田

- ・こども館一時託児（おおむね生後2ヶ月～小学校就学前対象）

（令和2年4月時点）

● 現状・課題 ●

○幼稚園での預かり保育については、平成27年と比較すると令和元年は減少しています。

○未就園児を対象とした一時預かり事業（一般型）及び在園児を対象とした一時預かり事業（幼稚園型）の実施に合わせ、平成30年より一時預かり事業（余裕活用型）の実施ができ、保護者のニーズに対応できている状況です。

○場合によっては、保育所等での実施において、保育所等に空きがない場合に、保育士不足などを理由に実施できないケースもあります。

○こども館における一時託児では、キャンセルがあったり、急な依頼や託児が重なっている、登録保育士の手配ができない等により受け入れを断ったりすることがあります。

■【幼稚園における在園児を対象とした預かり保育】利用実績の推移

単位：延べ人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	1号認定	21,873	19,432	21,693	16,862	17,720
	2号認定	1,357	1,212	2,261	1,858	2,000

資料：保育支援課

■【その他の一時預かり 保育所等】利用実績の推移

単位：延べ人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	693	735	901	911	910

資料：保育支援課

■【その他の一時預かり こども館一時託児】利用実績の推移

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用者数	181	290	211	268	200

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,021	19,593	19,156	18,838	18,692
確保の内容	23,954	23,954	23,954	23,954	23,954

【その他の一時預かり 保育所等】

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	903	885	881	850	844
確保の内容	911	911	911	911	911

【その他の一時預かり こども館一時託児】

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	200	200	200	200	200
確保の内容	200	200	200	200	200

● 提供体制と確保の考え方 ●

【幼稚園及び認定こども園幼稚園部における在園児を対象とした預かり保育】

- 令和2年度～令和3年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。
- 幼児教育・保育の無償化の影響も鑑みながら、確保量が不足しないよう努めます。

【その他の一時預かり】

- 令和2年度～令和3年度にかけて、子どもの減少に伴い必要量も減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。
- 引き続き、確保量が不足しないように、状況に応じて対応します。
- こども館における一時託児では、登録保育士の確保等により受け入れの断りを少なくするように努めます。

(4)病児・病後児保育事業

事業概要

病氣中、又は病気の回復期の子どもが、保育所や小学校などに通えない状態の場合や、保護者の都合で保育できない場合に一時的に預かる事業です。

実施箇所

病後児保育事業は、市内4か所で実施しています。

- ・島田聖母保育園
- ・大津保育園
- ・初倉保育園
- ・五和保育園

病児保育事業は、市内1か所で実施しています。(令和2年度から実施)

- ・リバティ病児保育室 え〜ら

● 現状・課題 ●

○平成27年に比べて、平成30年は利用者が約1.2倍に増えており、病後児保育の需要に応えられています。

○病後児保育の利用者は事業を実施している自園の児童が多く、市内全体の利用が少ないこともあり、事業が有効に利用されるよう情報発信等を更に努める必要があります。

■利用実績の推移(病後児保育)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設数(か所)	4	4	4	4	4
延べ利用者数(人)	648	653	789	775	780

資料：保育支援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

【病後児保育事業】

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	742	731	719	708	699
確保の内容	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400

【病児保育事業】

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保の内容	960	960	960	960	960

● 提供体制と確保の考え方 ●

○令和2年4月から開始となる病児保育の利用状況を確認し、今後、さらなる需要が見込まれる場合には、新規の施設整備について検討し対応していきます。

(5)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業概要

地域において育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員を支援する事業です。対象は0歳（生後2か月）から小学校6年生までの子どもです。

実施箇所

島田市こども館に事務局を置き実施しています。

● 現状・課題 ●

○依頼会員数は増加傾向にありますが、提供会員数は横ばいで推移しており、活動回数は減少傾向にあります。

○提供会員数の確保が課題となっており、援助を依頼したくても援助を行う提供会員が少ない場合に活動が成立しない場合もあります。

■利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施施設数(か所)		1	1	1	1	1
会員数(人)	提供会員	121	127	132	134	130
	依頼会員	246	256	275	289	298
	両会員	35	32	30	23	20
活動回数(回)		917	877	853	783	768

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	753	738	723	709	695
確保の内容	753	738	723	709	695

● 提供体制と確保の考え方 ●

○令和元年度で提供会員 130 人、依頼会員 298 人、両会員 20 人の会員登録見込みがあります。

○事業を周知し、提供会員の確保と円滑な運営に努めます。

(6)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

事業概要

子育て親子及び妊婦の交流の場の提供と交流の促進を図り、子育て等に関する相談・援助の実施や、子育て関連情報の提供・講習等を実施する事業です。

実施箇所

市内では、9か所で実施されています。

【公立】1か所

- ・島田市地域交流センター歩歩路（すまいるハウスたまご）

【私立】8か所

- ・ゆたか保育園（子育てふうせん）
- ・島田聖母保育園（シャローム）
- ・六合第二保育園（にこにこ広場）
- ・五和保育園（ひよこ）
- ・かわね保育園（むくむく）
- ・大津保育園（ひばり）
- ・初倉保育園（たんぽぽ広場）
- ・なごみ保育園（ぽかぽか）

● 現状・課題 ●

○年々、利用者は減少傾向にあります。その背景として、保育所に預ける保護者が多くなっていることがあげられます。

○一方で、妊娠期から利用を促進し、保護者を孤立させないように支援する必要があります。

■利用実績の推移

単位：延べ人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数	57,036	57,110	53,026	43,616	45,226

資料：子育て応援課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40,703	36,632	32,968	29,671	26,703
確保の内容	40,703	36,632	32,968	29,671	26,703

● 提供体制と確保の考え方 ●

○令和2年度～令和3年度にかけて、保育所へ預ける保護者が増えていることから減少傾向となっており、必要な提供体制を十分に確保できる見込みです。

○利用したことがない保護者への周知を図り、親子の孤立を防ぎます。また、保健師との連携を強化し、出向けない親子への支援方策等について検討します。

(7)利用者支援事業(子育てコンシェルジュ・子育て世代包括支援センターてくてく)

事業概要

子ども、保護者、妊娠している人等が行政窓口や教育・保育施設、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、行政の窓口など身近な実施場所で情報提供や必要に応じた相談、助言を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

実施箇所

市内では、2か所で実施されています。

【基本型】1か所

- ・市役所内 子育て応援課に子育てコンシェルジュを配置

【母子保健型】1か所

- ・子育て世代包括支援センターてくてく（保健福祉センターはなみずき内）

● 現状・課題 ●

○子育て応援課に子育てコンシェルジュ（基本型）を配置し、子育てに関する相談や幼稚園や保育所等の利用についての相談など、子育て中の保護者に寄り添った支援を行っています。

○保健福祉センターはなみずき内に子育て世代包括支援センター「てくてく」（母子保健型）を開設し、母子保健コーディネーターが妊娠・出産・子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩みに対して相談・訪問支援を行うとともに、関係機関につなぎ連携して支え、切れ目のない支援体制を構築しています。

■子育てコンシェルジュ利用実績の推移（平成30年12月末時点）

1. 活動種別 単位：件

内容	計
電話による相談対応	73
来庁による相談対応	54
地域に出向いた活動 (子育て支援センター等)	179
訪問	12
メールによる相談対応	1
会議出席	47
合計	366

2. 活動内容（主訴）等 単位：件

内容	計
情報提供の依頼(関係機関との連携)	144
子育て支援サービスの案内	55
保育園・幼稚園の入園相談	37
子育ての悩み相談	18
子育てに関する相談	50
子どもの発達の相談	51
訪問等支援活動	11
合計	366

資料：子育て応援課

■子育て世代包括支援センターてくてくの利用実績の推移（平成 30 年度）

1. 活動種別		単位：件	2. 活動内容（主訴）等		単位：件
内容	計		内容	計	
電話による相談対応	118		体調管理	22	
来庁による相談対応	242		発育・発達	21	
訪問	114		育児・生活習慣	36	
会議出席	53		栄養相談	10	
合計	527		親のころに関すること	17	
			予防接種・健診	235	
			その他	19	
			合計	360	

資料：健康づくり課

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容		単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	2	2	2	2	2	
確保の内容	2	2	2	2	2	

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 地域子育て支援センター等を巡回するなど、保護者や子どもに寄り添い、解決に向けた支援を行っていきます。
- 子育て世代包括支援センター「てくてく」では、妊娠・出産・子育て期にわたる悩みに対し、相談・訪問指導等を実施しています。

(8)乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問)

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子どもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

実施内容

生後2か月頃、市の保健師や助産師が家庭訪問をします。

● 現状・課題 ●

○全戸への訪問を目指し、的確に対象者を抽出し、実施しています。

■利用実績の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
対象者数(世帯)	755	707	684	673	664
訪問数(世帯)	755	704	683	673	664
実施率(%)	100.0	99.6	99.9	100.0	100.0

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	663	653	642	633	620
確保の内容	663	653	642	633	620
実施率(%)	100	100	100	100	100

● 提供体制と確保の考え方 ●

○必要な提供体制は十分に確保できており、積極的にアプローチすることにより実施率100%を目指します。

○子育て支援事業の案内や利用を勧め、子育て世帯の孤立を防ぎます。

(9)養育支援訪問事業

事業概要

養育支援訪問事業とは、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

実施内容

赤ちゃん訪問の実施結果や母子保健事業の実施結果を踏まえ、養育支援が必要な家庭を対象に、市の保健師や家庭児童相談員、育児サポーターなどが訪問します。

● 現状・課題 ●

- 保健師、家庭児童相談員、育児サポーターが連携し、支援体制を整えています。
- 訪問数、延訪問数ともに増加傾向にあるものの、全ての家庭に訪問ができている状況です。

■利用実績の推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問数(世帯)	30	21	28	56	20
延訪問数(世帯)	233	230	327	365	200

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数(世帯)	25	27	30	30	30
延訪問数(世帯)	250	270	300	300	300

● 今後の方向性 ●

- 養育支援訪問事業については、子どもを取り巻く環境の変化により、引き続き訪問世帯数が増加傾向にあると思われます。必要な支援を十分に提供することが課題となります。また、複数回訪問することで、母親の不安感や負担感の軽減を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会でのケースから支援が必要な世帯を抽出します。
- 赤ちゃん訪問事業の100%実施により、養育支援が必要な家庭を把握します。

(10)要保護児童対策地域協議会による要保護児童に対する支援事業

事業概要

要保護児童対策地域協議会において、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行い、要保護児童等を支援する事業です。

実施体制

要保護児童対策地域協議会は、構成機関の代表者による代表者会議※1 及び実際に活動する実務者から構成される実務者会議※2（児童生徒指導・虐待・DV部会、母子保健・乳幼児部会、障害児等療育部会の3部会）、そして、直接関わっている機関や関係機関の担当者による具体的な対応・支援等を検討する個別ケース対応会議※3 で構成されています。

※1 代表者会議

要保護児童対策地域協議会の構成員の代表者による会議で、実際の担当者と構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的とし、年に1～2回開催し、次の事務を行います。

- ①要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ②実務者会議からの活動状況の報告と評価

※2 実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議で次の3部会で構成されています。

①児童生徒指導・虐待・DV部会

虐待やDV、非行、不登校、いじめ等のケースの情報を交換し対応を検討します。

②母子保健・乳幼児部会

赤ちゃん訪問や乳幼児相談、健康診査等で子育てに強い不安やストレスを抱えているケースや、若年母子、産後うつ、不適切な養育状態にあり虐待のおそれやリスクを抱えているケース、また子どもに発達上の問題があるケース等について情報の共有化と支援方法を検討します。

③障害児等療育部会

心身障害・発達障害等子どもの発達に配慮が必要と思われる子どもと、子育てに苦慮し、不安を抱えている保護者への支援方法を検討します。

※3 個別ケース対応会議

個別のケースについて、関係する機関の担当者により適時開催され、具体的な対応、支援等を検討します。

● 現状・課題 ●

- 代表者会議、実務者会議は毎年定期的に開催しています。個別ケース対応会議については、具体的な対応・支援の検討を行うため、適時実施します。
- 子育てに不安を持つ保護者や精神的に不安定な保護者の増加など複雑なケースが増えていきます。そのため、部会を含めた組織の再編を検討しています。

■利用実績の推移

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
代表者会議		1	1	1	1	1
実務者会議	児童生徒指導・虐待・DV部会	6	6	6	6	6
	母子保健・乳幼児部会	12	12	12	12	6
	障害児等療育部会	3	3	3	3	3
個別ケース対応会議		72	83	81	82	86

資料：子育て応援課

● 今後の方向性 ●

- 引き続き、定期的な会議の開催により、県児童相談所、学校、医療機関、警察等の関係機関と緊密な連携と情報共有に努め、問題発生の防止及び対応を効果的に推進していきます。
- 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、赤ちゃん訪問の実施等を通じて、支援を必要とする家庭の早期発見、早期対応に努めます。
- 障害児等特別な支援が必要な子どもが安心して生活できるよう、健全な発達の支援の充実に努めます。

(11)妊婦健康診査事業

事業概要

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において妊婦健康診査を実施する事業です。

実施内容

母子健康手帳交付時に、公費負担の検査票として、基本健診 14 枚、超音波検査 4 枚、血液検査 1 枚、血算検査 1 枚、GBS検査 1 枚を交付しています。

● 現状・課題 ●

- 医療機関に委託し、全妊婦に対する基本健診 14 枚、超音波検査 4 枚、血液検査 1 枚、血算検査 1 枚、GBS検査 1 枚を交付しています。
- 母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について説明を行っています。
- 里帰り出産などで県外医療機関での妊婦健康診査の受診に対しては、償還払いとしています。

■利用実績の推移

単位：件

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診件数	9,031	8,478	8,686	7,995	8,306

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診件数	9,282	9,142	8,988	8,862	8,680

● 提供体制と確保の考え方 ●

- 必要な提供体制は十分に確保できている状況であり、積極的にアプローチすることにより、受診率 100%を目指します。

(12)子育て短期支援事業(ショートステイ)

事業概要

保護者が病気などにより家庭で子どもを養育することが困難となった場合に一時的に子どもを保護及び養育し、宿泊を伴う一時預かりを行う事業です。

実施箇所

市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣の施設の受け入れを行っています。

● 現状・課題 ●

○市内にショートステイを実施する施設がないため、保護者のニーズがあった場合は、近隣の施設の受け入れが円滑に行われるよう調整を図っています。

● 量の見込みと確保の内容 ●

■量の見込みと確保の内容

単位：延べ人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6	6	6	6	6
確保の内容	6	6	6	6	6

● 提供体制と確保の考え方 ●

○保護者のニーズがあった場合に、近隣の施設の受け入れが円滑に行われるよう、情報の収集と提供に努めます。

(13)実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

● 今後の方向性 ●

○国の動向に応じて、教育・保育通園援助事業として、低所得者層等を対象に副食材料費、教材費等の一部を助成していきます。

(14)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施し、多様な主体の参入を促進する事業です。

● 今後の方向性 ●

○民間の新規事業者の参入に対する支援の手法を検討し、多様な主体の参入を促進します。
○企業主導型保育事業を検討する企業からの相談・支援を行います。